

神山町景観計画

令和6年4月

はじめに

景観法によると、景観はその土地の地形や地質、気候などの自然を基調に、そこで暮らす人たちの生活や経済活動との調和により現れてくるものだとあります。人の影響も多分に受けるものであり、今の神山では、自然に人の手が入った景観の特徴がいたるところで見られます。

景観は、伝統・文化的価値のある建築物だけではなく、自然の特徴やその中で工夫を凝らしてきた人々の営みからなる「その地域らしさ」があることが大切なのだと感じます。

神山町では、現在、人口減少局面を迎えていて、農林業をはじめとする景観に影響をもたらしやすい地域固有の生業の継続が難しくなっています。何もしなければ「地域らしさ」が失われかねません。

人口の増加、経済の成長を前提とした時代から状況が変わっている今、土地や人の仕事・営みとの向き合い方にも変化が求められています。

神山町では、2021年から神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」の施策の一つとして、景観計画をつくりはじめました。

地域らしい景観は、そこで育った人たちの故郷への愛着を育みます。また、訪れる人を魅了し新たな関係を築き、地域に活力を生み出していくものでもあります。

この計画が、暮らしたり関わろうとする人たちの共通の価値観となって、それぞれの活動に現れ、その積み重ねが自然で無理のない景観や、暮らしを豊かにする自然環境を将来につないでいくきっかけになることを期待しています。

神山町長 河野 雅俊

目次

| | |
|---|----|
| 1. 計画策定の背景と目的----- | 1 |
| 2. 神山の景観の特徴----- | 3 |
| 3. 景観計画区域の指定(法第 8 条第 2 項第 1 項)----- | 34 |
| 4. 良好な景観の形成に関する方針（景観法第 8 条第 3 項）----- | 35 |
| 5. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項----- | 37 |
| (景観法第 8 条第 2 項第 2 号) ----- | 37 |
| 6. 景観重要樹木・建造物の指定方針（法第 8 条第 2 項第 3 号）----- | 59 |
| 7. 景観重要公共施設の指定等に関する事項 ----- | 60 |
| (法第 8 条第 2 項第 4 号ロ、ハ) ----- | 60 |
| 8. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限----- | 61 |
| (法第 8 条第 2 項第 4 号イ) ----- | 61 |
| 9. 景観審議会を設置----- | 61 |

1. 計画策定の背景と目的

近年、町外から神山町への移住の関心がますます高まっていること。また、新規の教育機関の開園・開校が相次いでおり、移住希望相談も増え、町内の住宅需要が高まっているものの、住まいが不足しています。

住まいが不足している状況ではありますが、神山町では家を建てられる土地が限られていることもあり、数を増やす方法が簡単にとれるわけでもありません。そんな中、住民から景観に配慮しない望まない開発が起こるのではと、危惧する声が聞かれるようになりました。

以上の状況を踏まえ、神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」を検討する際、施策の一つに景観計画の策定を想定した「開発の方向性を揃えていくためのルールの作成」を盛り込みました。

【施策】

a) インフラの維持管理を考慮した宅地誘導ルールの作成

- ・社会インフラ網や被災想定区域などの現状を踏まえて、【1-1 空き家・空き地の発掘と利活用】・【1-2 新規賃貸物件の開発】で対象とし、重点的に取り組むべき地域へ宅地を誘導するルールを作成する。
- ・大学など関係研究機関との協働を進める。

b) 開発の方向性を揃えていくためのルールの作成

- ・民間主導で規模の大きな開発が進む場合に備えて、景観計画等を策定することで、事前に空間利用方針を行政と事業者が共有し、協議が行われる仕組みをつくる。
- ・「大塋地の集合住宅」の開発での経験も踏まえ、公共施設の整備方針を検討・作成する。

c) 地域性に配慮した景観・住宅のあり方の検討

- ・大学など関係研究機関と共同調査を行うとともに、住民との地区ごとの勉強・検討会を開催する。

神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」

「1-4 町としての空間活用・住宅整備の方針づくり」より抜粋

また、神山町は、都市計画区域外であること等、様々な条件が重なり、土地利用の規制が少ない状況です。現状のままにしておくと、景観に配慮されない開発が起こる危険性があります。

町内の集合住宅の整備をするにあたっては、「この土地らしさ」をどうつくっていくかを考え、様々な工夫が取り入れられています。具体的には、建材に町内の杉を利用し、生垣などの植

栽は鮎喰川流域の山々から種を採り、苗を育てるといった、「そこにあるもの」でつくることを徹底しています。

外国やよそから運び込んだ建材でなく、近くで伐った木で地域の大工さんたちと建てる。緑地の草や木や花も、近くの山で採った種や実生を、町の農業高校の生徒さんたちと育て植えてゆく。周囲の世界や足元に「ある」ものでつくる、心地が良く、自然で無理のない、ながつづきする空間創出の方法。お金より時間と、あとちょっとした手間をかけると生み出せる価値のあり方。(ランドスケープデザイン担当、田瀬理夫氏)



周囲の景観に溶け込むように屋根の形状も検討された



鮎喰川流域の山々から種を採って育てた生垣

これらのことを踏まえ、神山町としては大きく以下の2点から景観計画を策定するに至りました。

- ・乱開発を防ぐため、神山の景観に配慮した開発方針を持つ
- ・良質な景観は、ここに住みたいと思う人を惹きつけ、地域を将来につなぐ力になるため、神山らしい景観を保全、創出していきたい

神山らしい景観は、一度失われてしまうと、その価値に気がついても復元することは難しいです。長期的な視点で今できることを準備したい。そういった考えから、景観計画を策定しています。

2. 神山の景観の特徴

神山町には鮎喰川が流れています。町域がそのまま鮎喰川の流域と重なっています。神山町は鮎喰川そのものなのです。

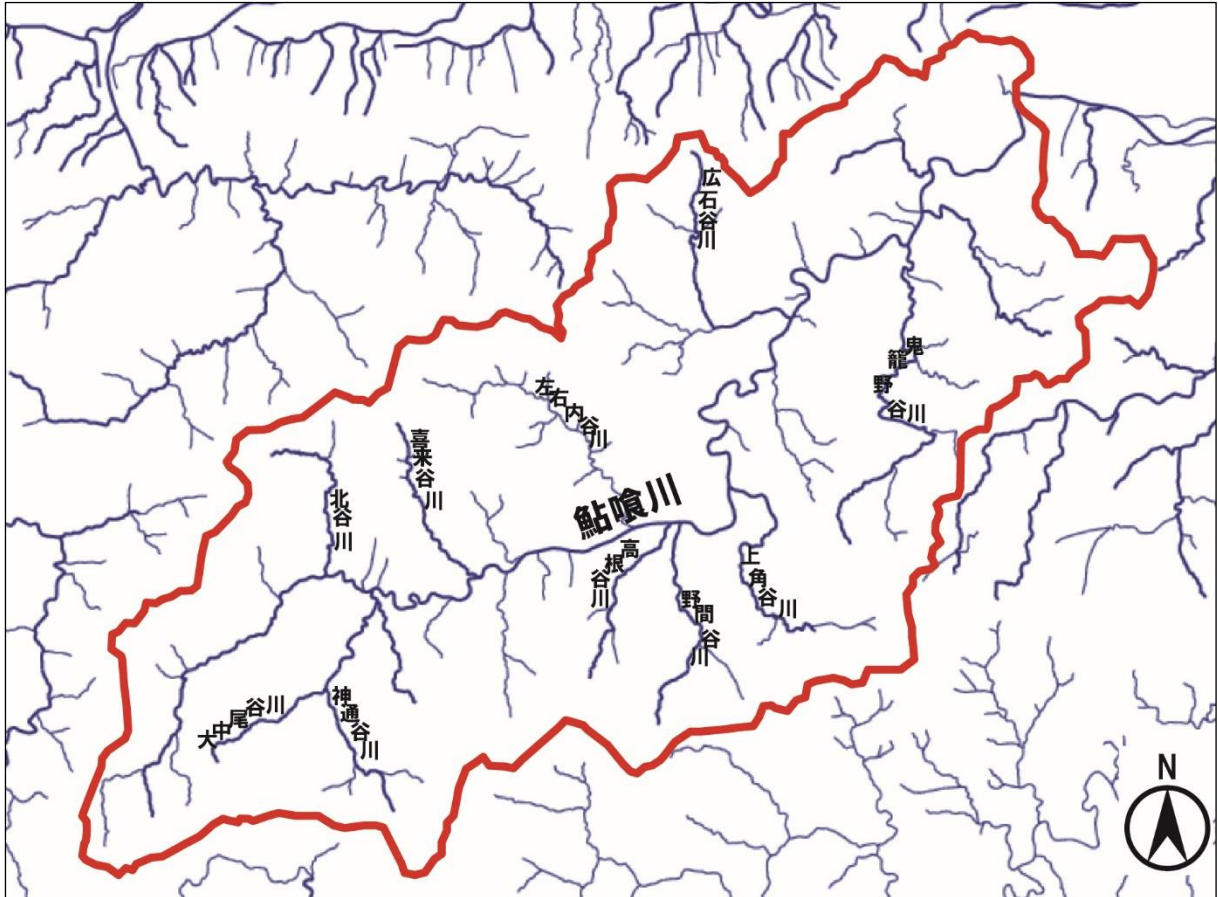
先人達は神山の地形・地質・水系や気候と折り合いを付けながら、そこにあるものを上手く使っていていながら生きてきました。神山の風景の中に見えるほぼすべてが、いつか誰かの手を使った仕事で形作られています。

参考文献一覧

1. 神山町史（上）（下）、2005.03、神山町
2. 神山森林ビジョン（整備編）、神山町
3. 2017年度 慶應義塾大学 SFC 石川初研究室 神山プロジェクト報告書、2018.03、慶應義塾大学 SFC 石川初研究室 神山プロジェクトチーム
4. 神山暮らしの風景図鑑、2017.02、慶應義塾大学 SFC 石川初研究室 神山プロジェクトチーム
5. 道の神山図鑑、2019.03、慶應義塾大学 SFC 石川初研究室 神山プロジェクトチーム
6. 阿波学会紀要第 46 号、総合学術調査報告—神山町、2000 年 3 月

気候、地形等の自然的特性

水系（川）

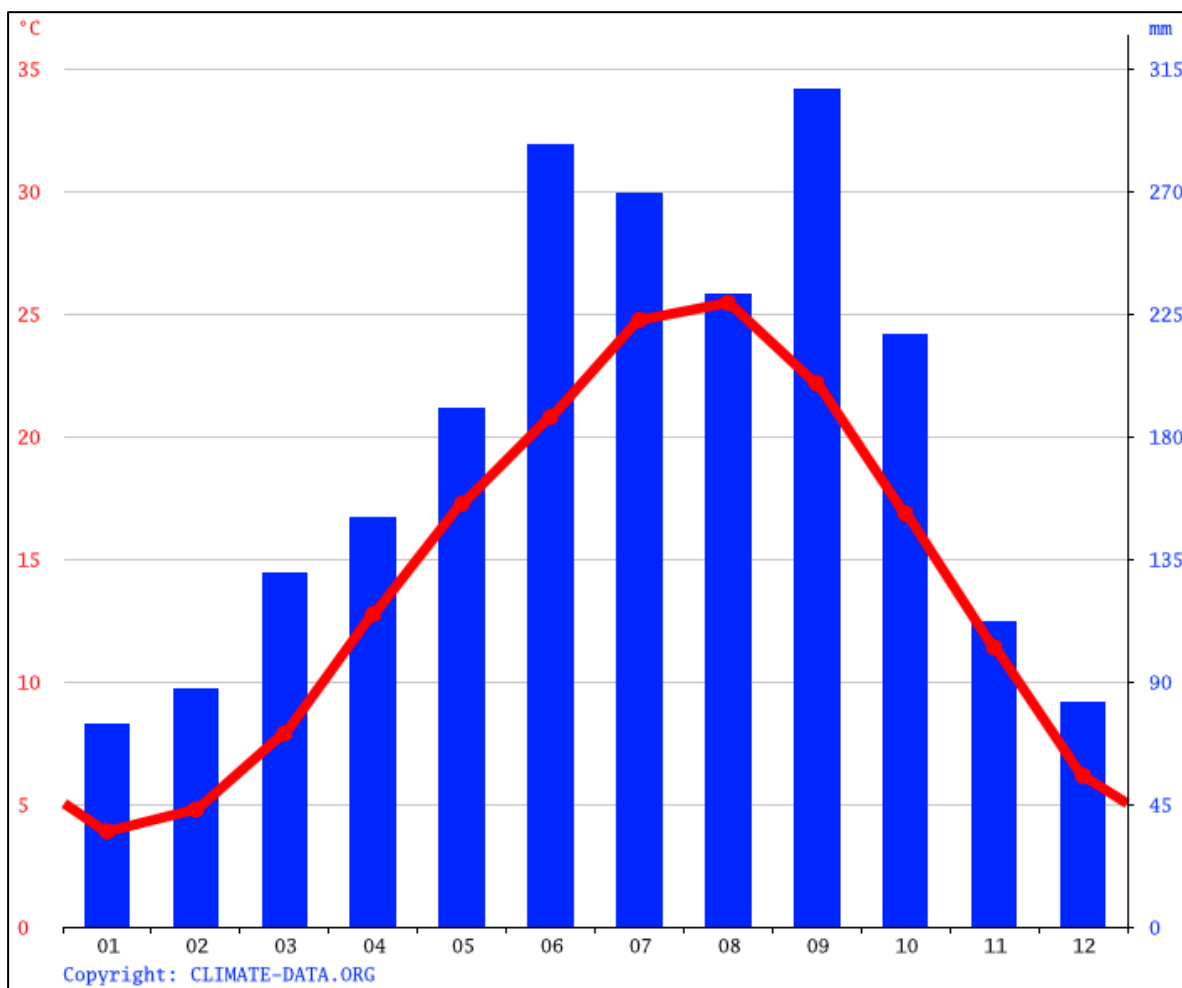


川だけ日本地図(<https://www.gridscales.net/AllRivers/#5/36.224/138.494>)に加筆

これは、地形図から河川だけを取り出した地図です。分水嶺をなぞってゆくと、町に降った雨がすべて鮎喰川に流れ込み、そのまま町域となります。鮎喰川に集まった水は、平野部で吉野川と合流し、海に至ります。町がまるごと鮎喰川だけの水系でできています。

水道が整備された現代においても、山の中腹に住む人は山水で生活をしています。暮らしの中で日常的に使う水を谷や沢などから引いて、飲料水に使用しています。

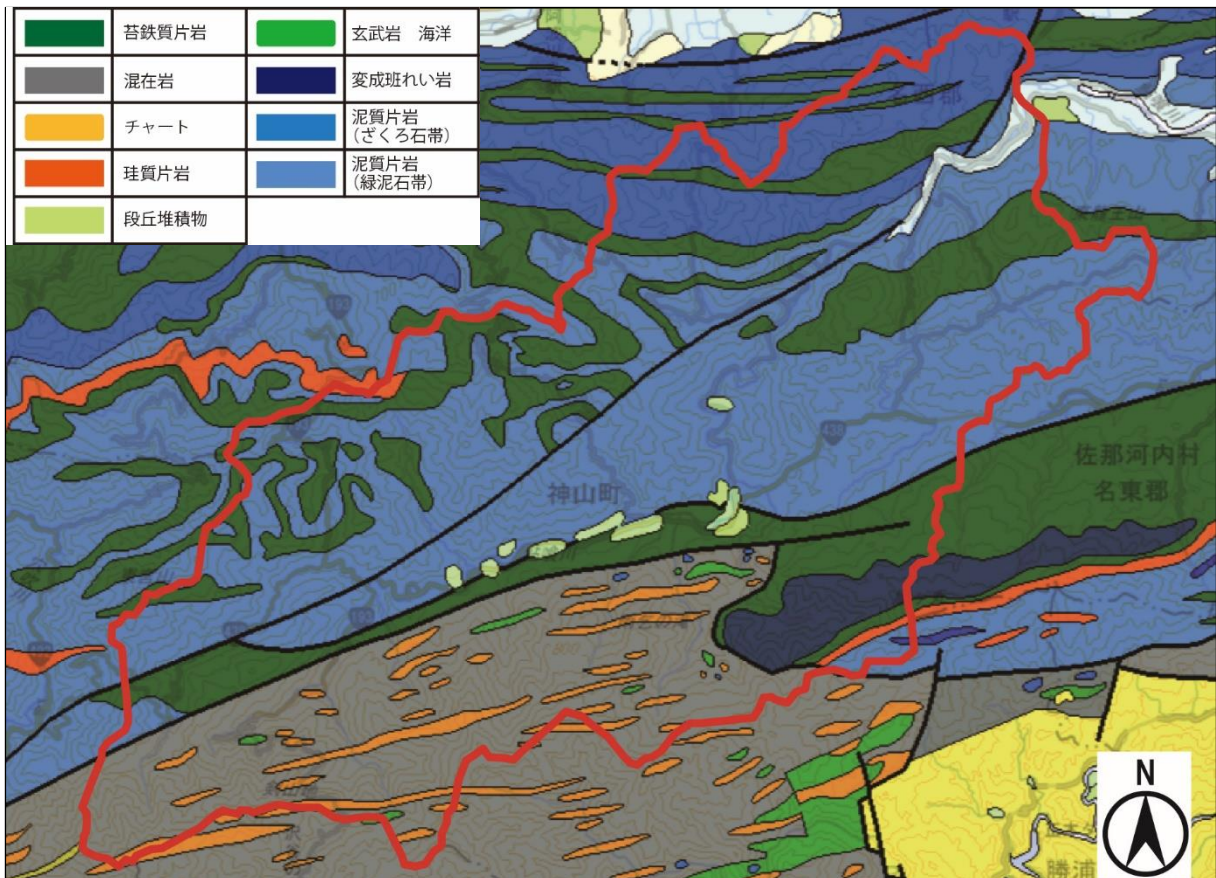
気候



神山町の年間平均気温は14.5°C、年間降水量は2,100mm前後です。全国平均の1,718mmと比較すると多雨地域であることがわかります。また、標高が30m~1,470mまであり、季節によって昼夜の寒暖の差が大きく、冬の積雪も見られます。そんな神山では冬の寒さに強い、スダチが特産品として作られています。

様々な標高に集落が点在しているため、気温の地域差が大きいのも特徴です。同じ時間でも雪が降っている所、降っていない所があります。

地質



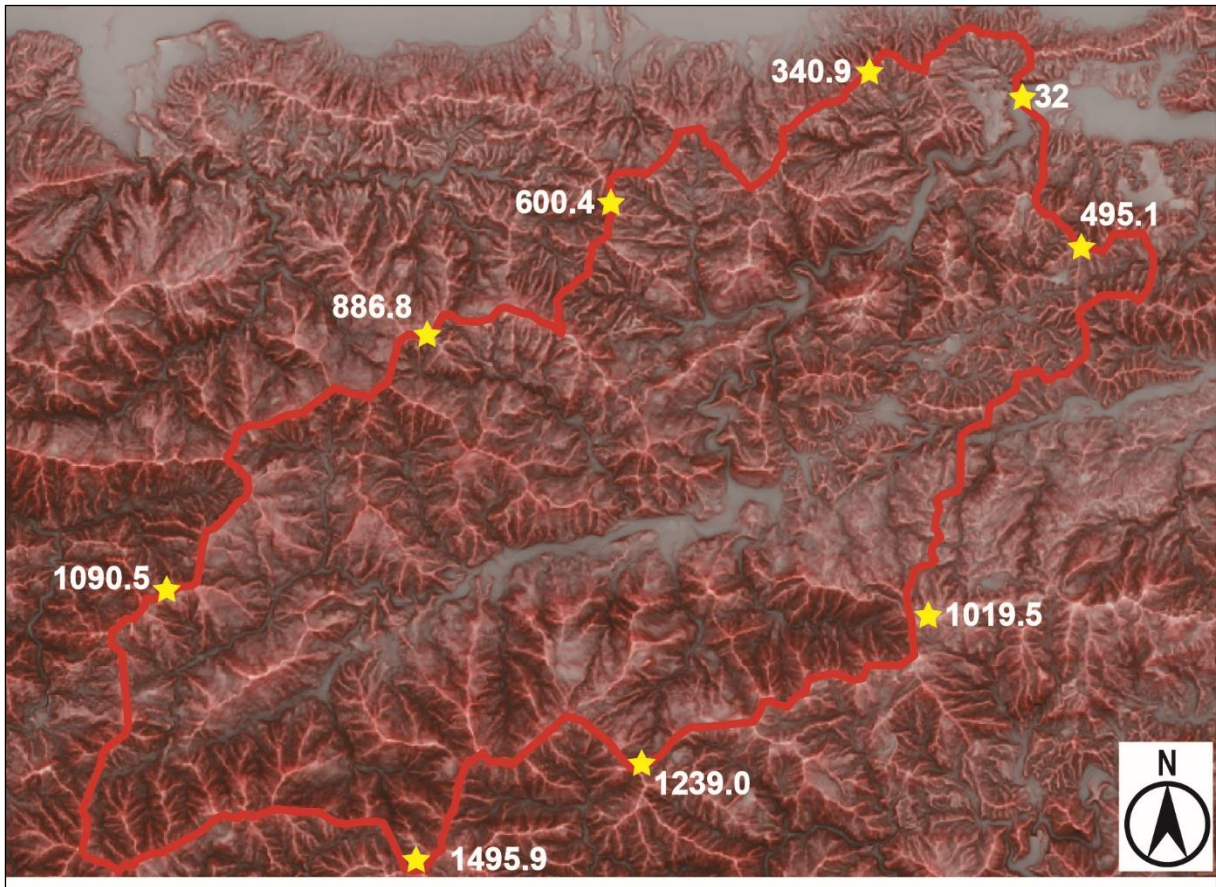
産業技術総合研究所地質調査総合センター 20万分の1日本シームレス地質図V2に加筆

これは地質図です。幾種類もの岩石が縞模様を描いています。神山が位置する四国山地は東西に延びる山や谷が特徴的ですが、それはこのような地質に由来しています。

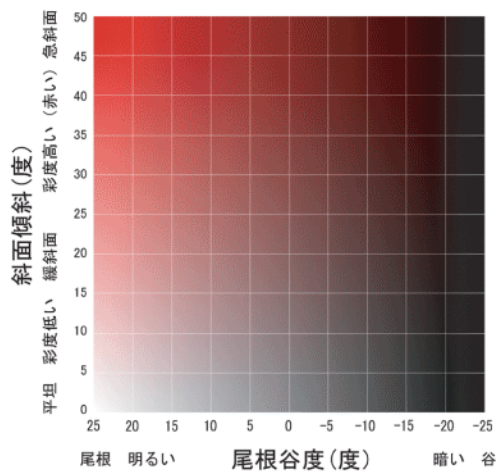
町内にはみかぶ線という断層が南と北に二本あり、この断層を境にして、地層構造が秩父帯、みかぶ帯、三波川帯の三帯に区分されています。いずれの地層も、板状に割れやすく縞模様をつくる性質を持っている「片岩」が分布していることが特徴です。

町内には、神領地区に銅、マンガンを、阿野地区に銅を産出する鉱山がありました。神領地区の銅山については、次郎銅山と称し、江戸時代から断続的に採掘されていました。阿野地区の銅山は持部銅山と広石銅山で、こちらも江戸時代から採掘がはじまり、明治時代をピークに漸次衰退していきました。広石鉱山については、明治43年には久原鉱業株式会社がおかれ、220名ほどの作業員が作業にあたっていました。

地形

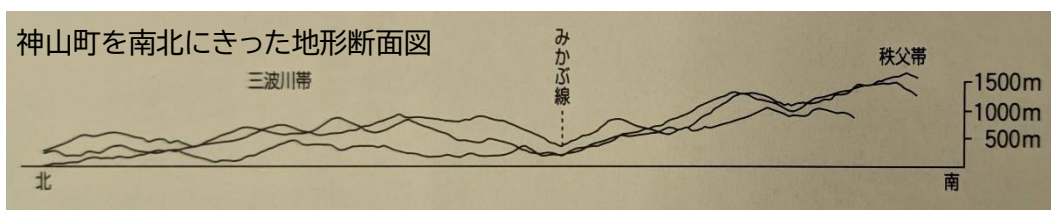


アジア航測株式会社の赤色立体地図作成手法(特許 3670274、特許 4272146)に加筆

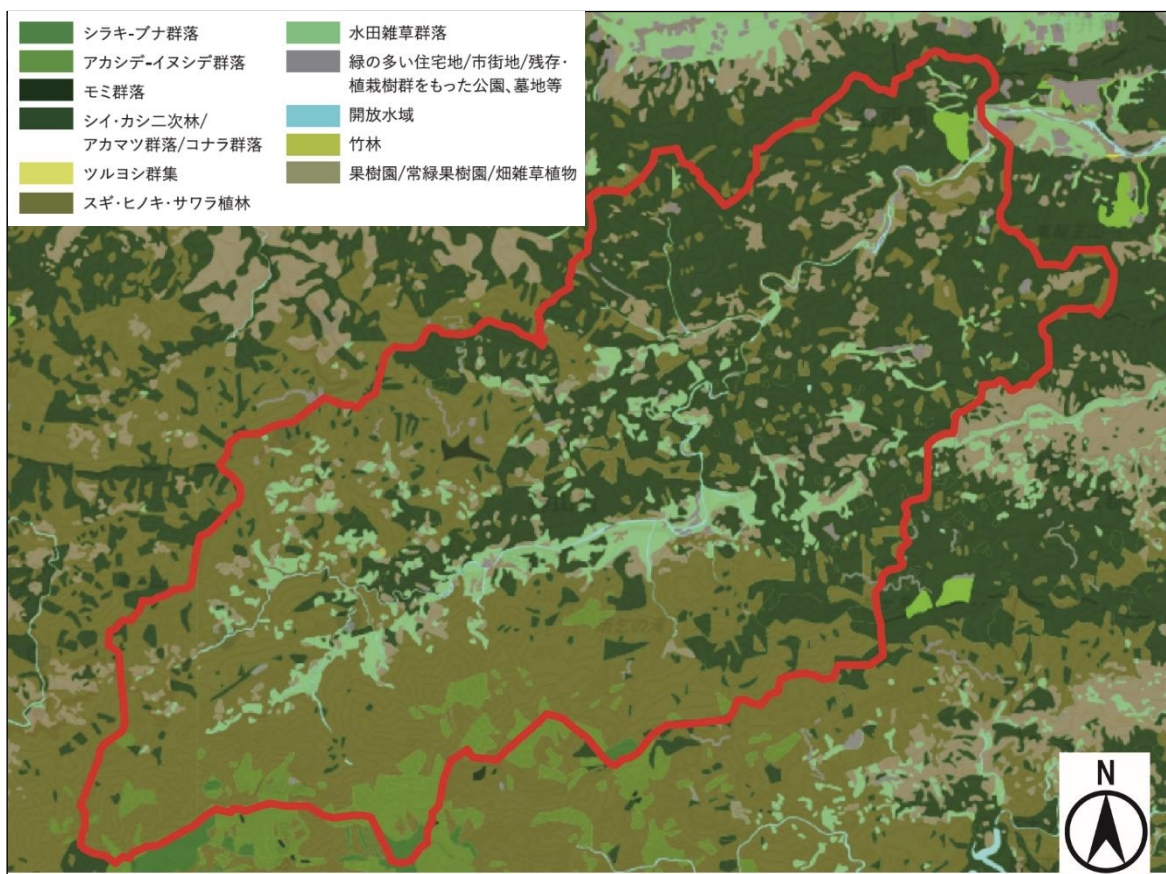


これは赤色立体図と言われるもので、傾斜量を赤色の彩度で、尾根谷度を明度にして表現してあります。神山町がいかに平地が少なく、起伏に富んだ地形であるかがよくわかります。

神山町は徳島市との境界付近の標高 30m から雲早山の頂上手前 1,470m の間にあり、多雨地域のため、古来から土壌浸食が激しく、現在のような地形となりました。下図は、神山町を南北にきった地形断面図です。



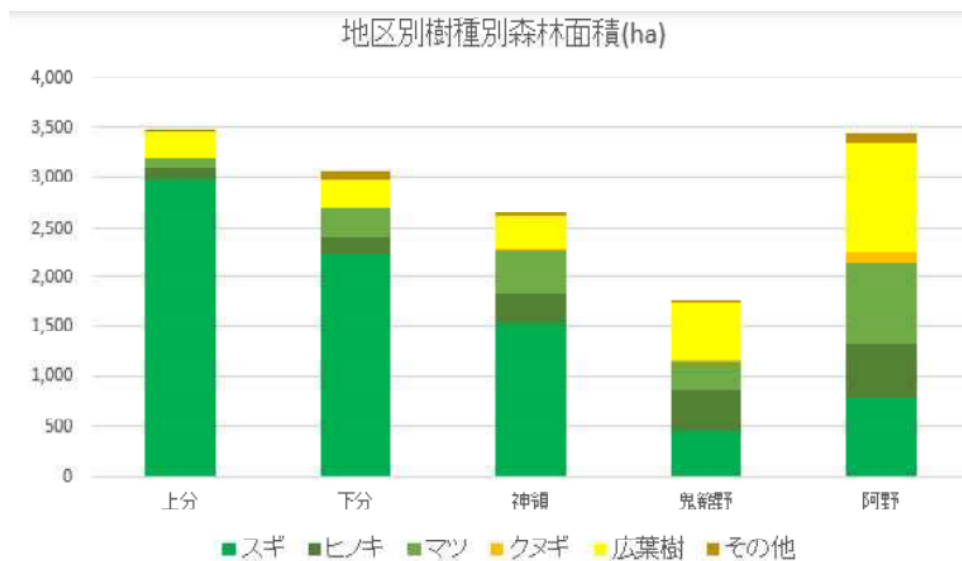
植生



(株)エコリス 第6～7回植生図に加筆

現在生えている植物群落の種類を色分けした地図です。川沿いに水田が分布し、周囲に果樹等がある他は、大部分をスギやヒノキの植生林が占めています。

地区別樹種毎の分布状況を見ると、上流部はスギ林が圧倒的に多く、下流部はヒノキ林、マツ林、クヌギ林、広葉樹林が多くなっています。最上流部の南端には四国山地の自然林があり、北端にはカシ類などの雑木林もみられます。



観光地となっている神山の自然景観

神山の自然が作りだした雨乞の滝や神通滝等の自然景観は、観光スポットにもなっており、1年を通じて多くの観光客が訪れています。また、夏になると鮎喰川で泳いだり、バーベキューをする人の姿も見られ、神山の自然の恵みを楽しんで余暇を過ごす方が多くいらっしゃいます。



雨乞の滝



神通滝



鮎喰川

集落の景観（人の居住場所）

旧町村について



第4次神山町総合計画(2011年)より抜粋

神山町は明治4年に徳島県から名東県、同9年に高知県を経て、同13年徳島県となりました。同22年、市制町村制施行により、広野・阿川両村が合併して阿野村、下分上山・左右内両村が合併して下分上山村が誕生しました。また、神領村・鬼籠野村・上分上山村はそれぞれ1村で存続していましたが、昭和30年阿野・神領・鬼籠野・上分上山・下分上山の5か村が合併して現在の神山町になりました。

山の中腹の集落



左:阿川・宮分、右:左右内・城川内からの眺め
両者共に稜線に並ぶ風力発電施設を見渡すことができる。



神領・本野間から神領・大埜地を眺める



神領・大埜地から神領・本野間を眺める

神領地区には日本神話に登場する唯一の穀類の祖神である大宜都比売命を主祭神とする上一宮大栗神社があることから、古くから先人たちがこの地に集い、粟などの穀類を生産し、生活が営まれていたと推測されます。この地は、古来、阿波の語源ともいわれる「粟生の里」と呼ばれ、多くの人が交流する拠点として栄えてきました。

神山は、鮎喰川に沿った東西方向の見通しが良く、どこの地域にいても遠くの山や他の集落を眺めることができます。また、少し上下に移動しただけで見えてくる景色が大きく変化する、いわゆるシークエンス景観が体験できることも大きな特徴です。

神山は平らな土地が限られていることから、先人たちが山を切り崩して石を積むことによって、段々の平らな地形を作ってきました。その上に田畑や住居が広がり、自分たちが生きていくための環境を整えていったのです。そんな神山の集落は緩やかな斜面上に平行して集落が配置されていたり、斜面に垂直に住宅が配置されていたりと、そのパターンは様々です。

山の中腹にある民家は、敷地は傾斜地を切り盛りして谷川に石を積んで造成しています。そして、その等高線に沿った細長い敷地に納屋・土蔵・主屋などを一列に配置しています。平野の民家は、鮎喰川の奔流に沿った谷底平野に多くみられます。これらの民家は、敷地条件に恵まれているため、主屋の南側に大きめの庭をとり、それを囲むように納屋や土蔵を配置しているものが多いです。

屋敷選定には、日当たり、風当り、水害の心配のないところで水利の便のよい場所、主要幹線道路との位置関係、隣家との関係、など、総合的に考慮されて屋敷選びがされていると言われています。

4つの集落を例にどういう集落があるのか見てみます。

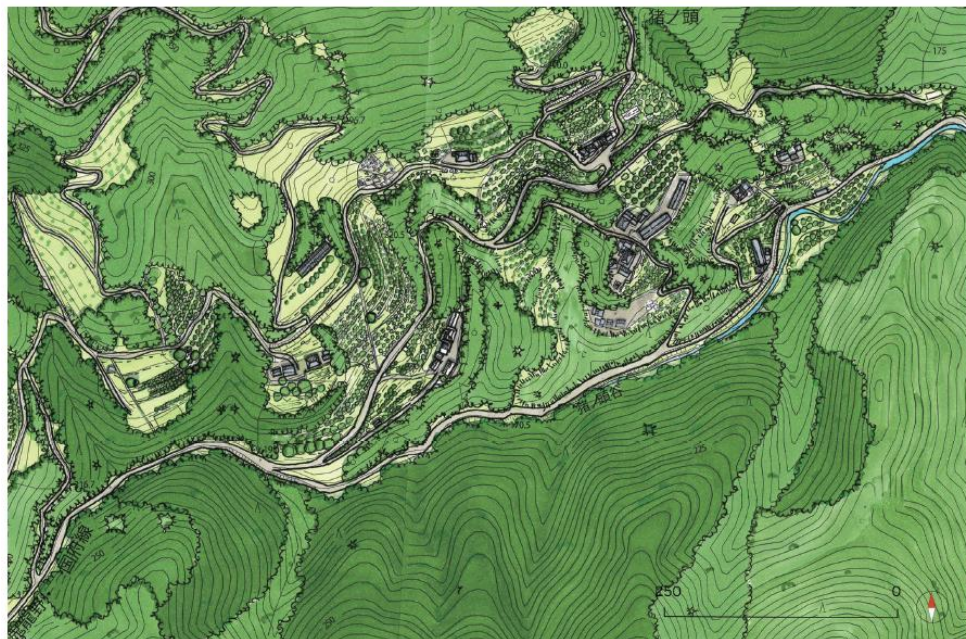
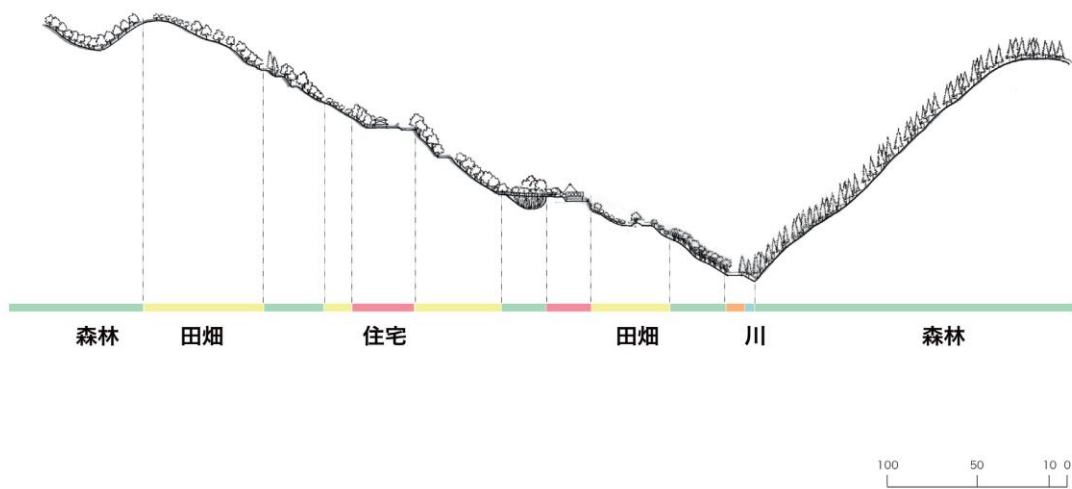
※一般社団法人 神山つなぐ公社からの委託研究「まちの伝統的農村集落・民家の保存活用への基礎調査」として慶應義塾大学 SFC 石川初研究室に調査してもらったものである。

(p.15~18)

鬼籠野・猪ノ頭

集落が谷戸地形の南向き斜面に位置し、低地に水が流れ、それに沿って県道 207 号線が通っている。斜面地にはそれらの道と平行でかつ横に民家が点在しており、民家ごとに田畑と小さな山林を抱えている。

稲作は行われておらず、主にスダチや柑橘類が生産されている。かつては林業も営んでいた。



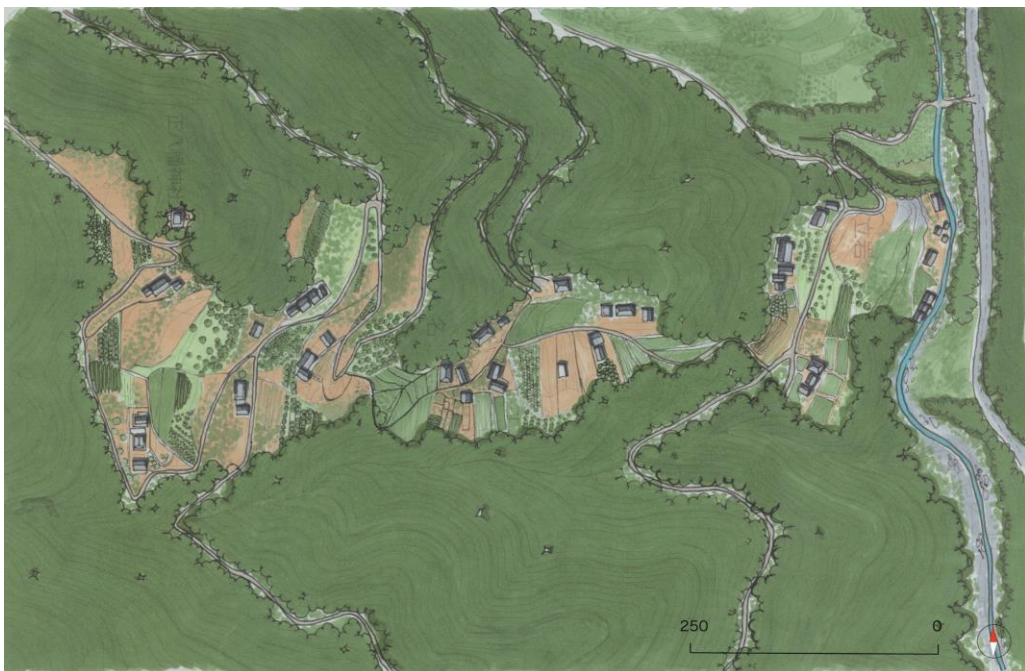
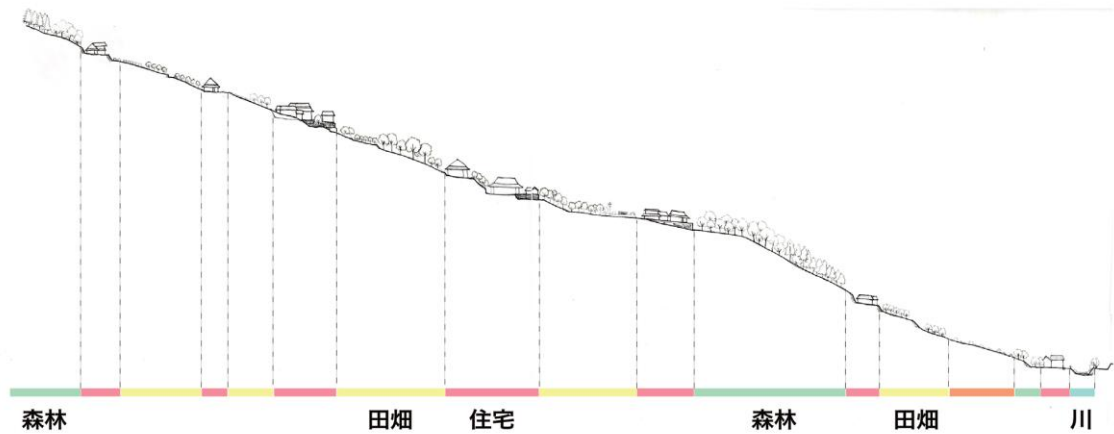
集落平面図

上分・名

集落は東向き斜面に東西に線的に配置されている。中心に歩道があり、その左右に民家が点在している。川を挟んで向かいの山あいの斜面地にある一字夫の集落と向かい合っている。



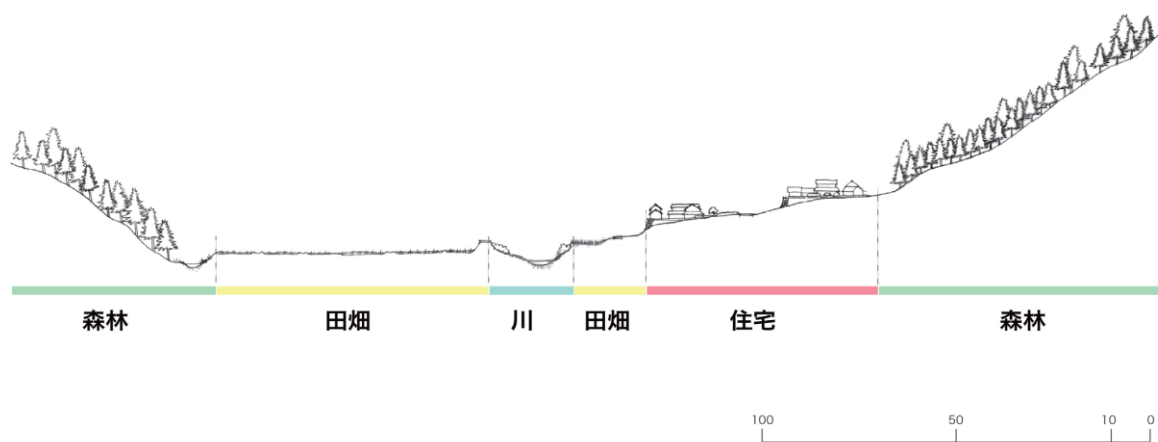
以前は林業と農業が半々の状態。急傾斜地のため、農地面積が狭い。現在の主要産業は農業。スタチやヒオウギが主な特産物。



神領・大久保

集落の中央に鮎喰川の支流、上角谷川が流れている。集落は西と東に分かれ、西大久保はなだらかな谷間の部分に水田が配置されその周囲に民家がある。東大久保は細長く伸びる谷戸沿いに水田と集落がある。

かつては林業で栄えていたが、兼業農家が多い。

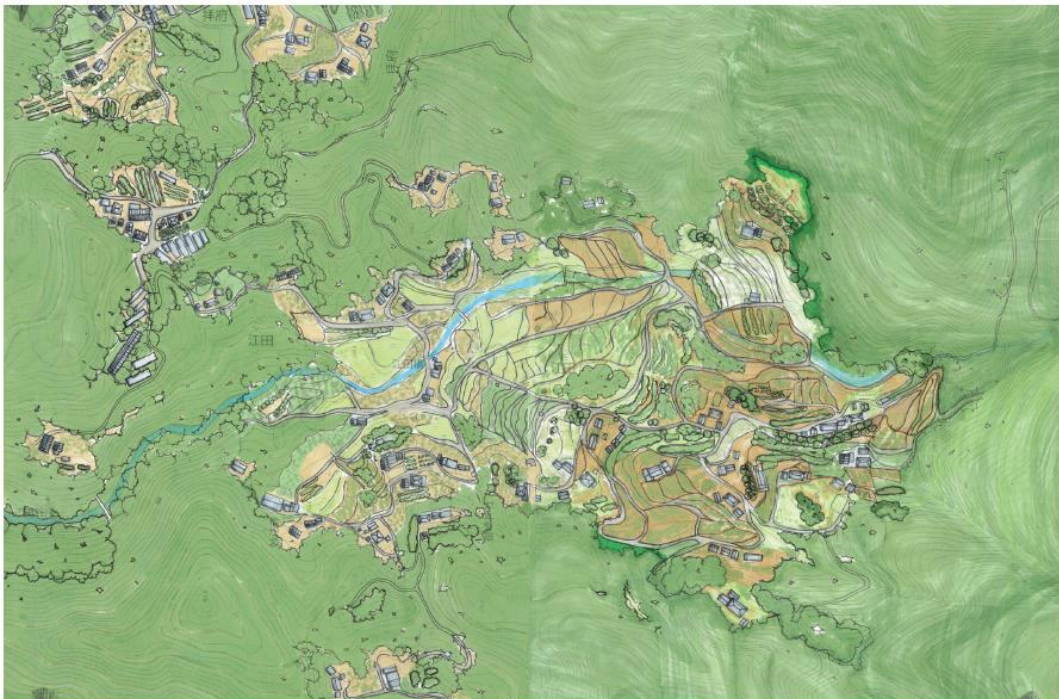
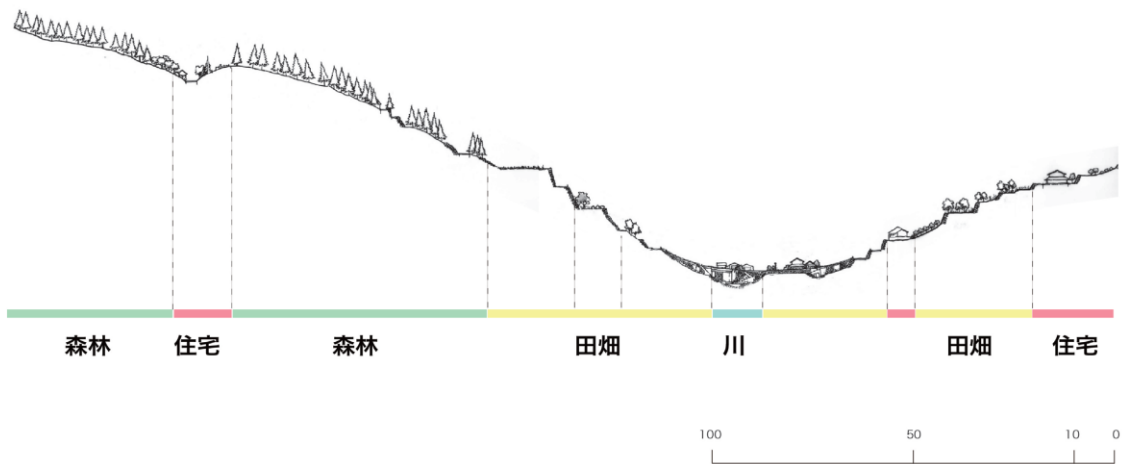


集落平面図

上分・江田

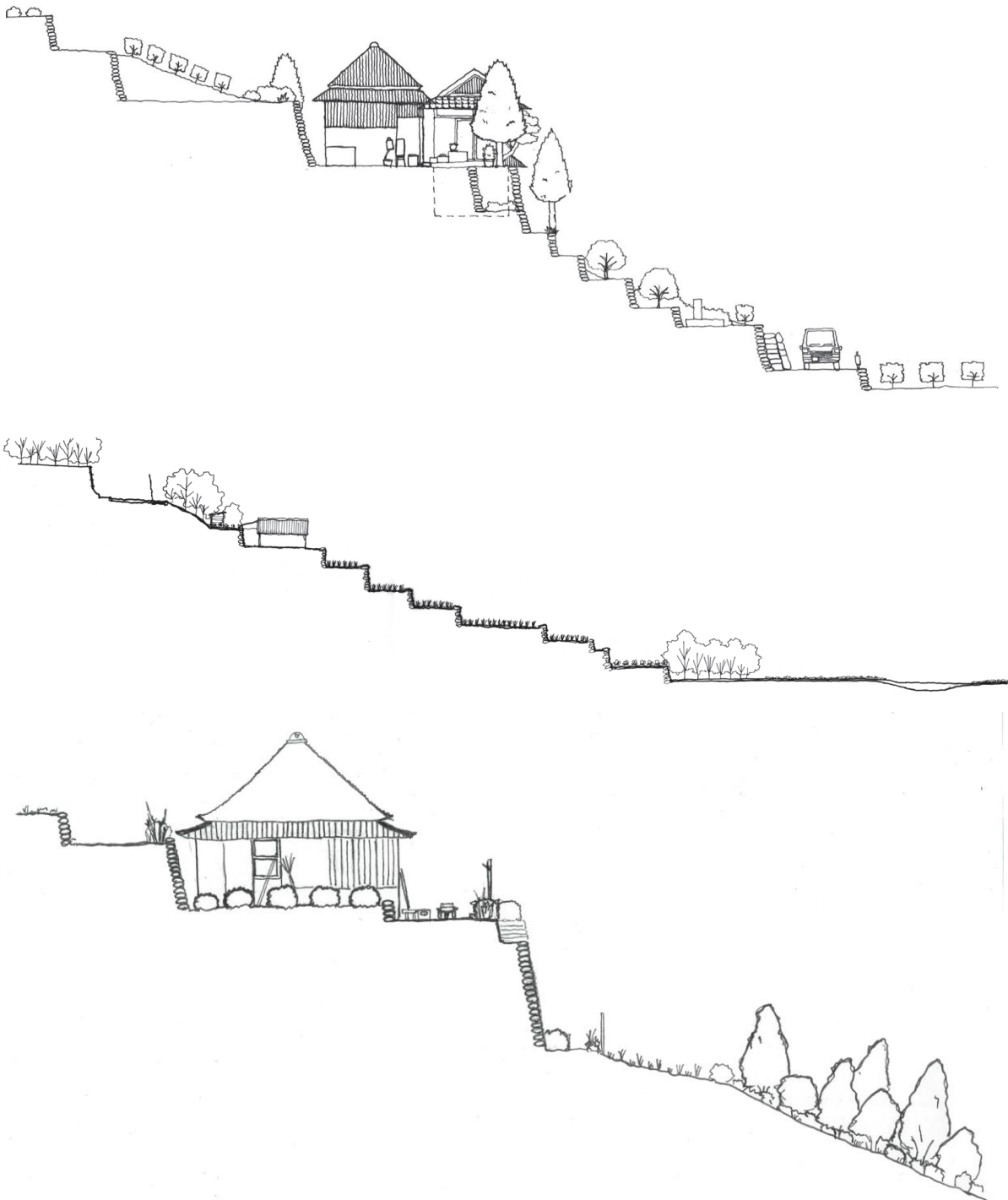
緩やかなすり鉢状の地形に位置する。低地には川が流れその周囲に棚田が広がり、その上に住宅がある。

稲作が現在も行われており、江田集落のブランド米もある。また、一時期植林が盛んにおこなわれ、薪の生産も行われていた。



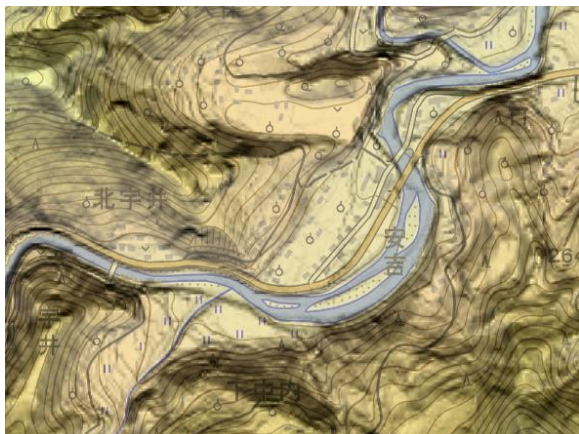
集落平面図

農地と住宅の関係性



- ・斜面地にある宅地においては、前後のひな壇に田畑があるのが一般的です。
- ・急な斜面地に高い石積みを作り、畑を整備している所もあれば、緩やかな斜面に低い石積みで田畑を整備している所もあり、その仕様は多種多様です。
- ・また、住む場所と農業のための仕事場をはっきり分けている家庭もあれば、住居用の建物の軒下も仕事場として利用する等、家庭によって住まいの使い勝手は異なります。

地域の核となる中心街



下分・安吉:木材搬出のための堰が設けられていた沿岸に位置している。鮎喰川本流に支流が流れ込む地点に位置し、支流の上流域の人々と物資が集まりやすい場所として中心街が形成されてきた。



鬼籠野・中分:盆地を成した平地に人家が集中している。鬼籠野地区の中心として役場支所や学校がおかれ、中心街を形成してきた。

神山町では、鮎喰川沿いを中心に、地域の核となる場所が形成されてきました。中心街が形成されてきた所以は以下のような場合が多いとされています。

- ①木材搬出のために使用された水堰があった場所。この近くに商家が立ち並んでいた。
- ②鮎喰川の支流と本流の合流地点（物資と人が集まりやすかった）
- ③鮎喰川沿いの比較的平らな土地が確保できた場所

最も栄えていた時期と比べると、お店の数が減少してしまっていますが、現在も商店が営まれていて、町民の買い物には欠かせない存在となっています。また、建物をリノベーションして新たなお店として活用されているところもあります。

上記の場所の他に、上分・川又、神領・寄井/上角等があります。

バイパス沿い



電子地形図 25000(国土地理院)

国道 438 号線を含んだバイパス沿いは自動車の往来が非常に多く、来訪者にとっての神山の印象を強いものにする場所でもあります。

現在、国道 438 号線沿いには、町営住宅やスーパー、病院、コンビニ等、生活に欠かせない施設が立ち並びます。その脇には、町役場や学校があるなど、国道沿い周辺に主要な施設が位置しています。

生業による景観

昭和 35 年に発行された神領村誌によれば、「農民は極めて勤勉でこの狭小な耕地に営々と鋤を振いまず自家食糧の自給を目標とし、その余力を副業である、林業・土木工・大工その他の職人などによって経営を維持している。古来副業が食糧不足を補うために重要な役割を果たしてきたが、その形態は時代の変遷に伴い幾変転した。」と書いてあり、農業を中心として様々な副業につきながら人々が生計を立ててきたことが分かります。

○農業

農業が織りなす景観については、沢山の變遷を辿ってきています。

江戸時代の 18 世紀以降、広野、阿川村を中心に鮎喰川流域で藍作が盛んになり、良質な藍種として吉野川流域の藍作地帯で珍重されました。

また、江戸期以来、米麦・雑穀類を中心とする自給的農業が定着していましたが、明治 36～37 年頃から木材・薪炭・葉タバコ・蒟蒻・椎茸等、山間農業生産が始まりました。しかしながら、これらの生産も石油資源の利用や価格の下落等によって、衰退の一途を辿りました。

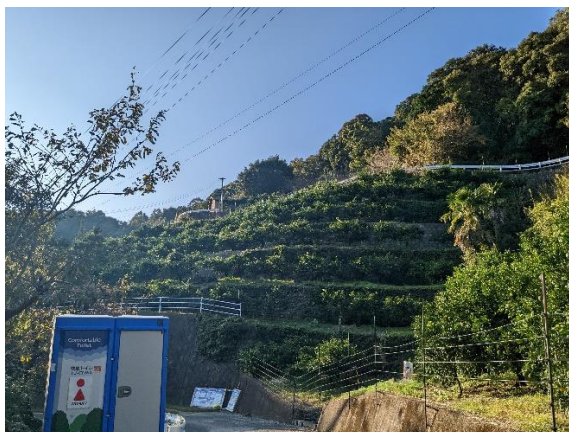
戦後には、阿川で梅が、鬼籠野でスタチの栽培が本格化し、両者共に町の特産品となっています。



原木椎茸



現存する炭窯



斜面に沿うスタチ畑(鬼籠野・猪ノ頭)



阿川梅の里

1975年頃、神山町では、米余り現象が起こり、米作転換事業が行われ、その結果山沿いの水田が山林化しました。また、畑も果樹栽培の流行によって樹園地に転換され、減少しました。

従来、樹園地には桑畑や茶畑も含まれ、共に増殖されていましたが、昭和40年代後半から養蚕農家が減り始め、それに伴い桑畑も減少しました。

平成元年には「中晩かん、温州ミカン園地再編対策転換事業」が打ち出され、不適地の柑橘類は花木などに改植され、廃園となりました。その後も農業就業者の老齢化などによって樹園地の多くが廃園となり、山林化しています。

生活環境の向上や公共事業の増加により、耕地が公共用地として転用されたことも農耕地減少の一因であります。

明治以降の町内での主な農産物(神山町史(下巻)より抜粋)

| | |
|---------------|---|
| 明治期 | 藍、稲作、麦、蕎麦、養蚕 |
| 大正期から 昭和初期 | 原木椎茸、養蚕、煙草 |
| 戦後 | 稲作、麦、甘藷、里芋、とろいも、スダチ、梅、八朔、ユコウ、ゆず、温州ミカン、柿、クリ |
| 町村合併後 | 水稻、茶、野菜類(しめじ)、食品加工(漬物、梅干し、みそ醤油、甘酒、野菜の乾燥)、花卉、畜産、スダチ、梅、椎茸 |

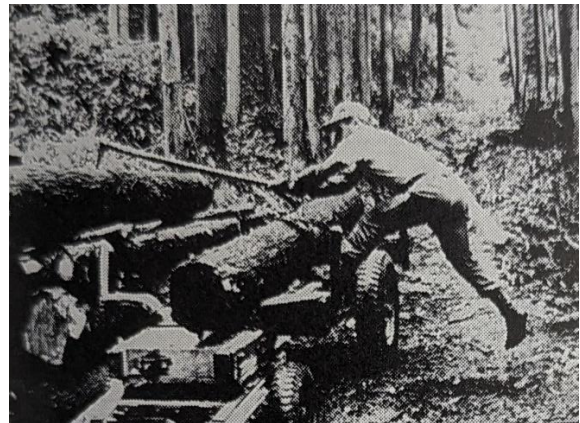
○林業

神山の人々は、農業を営みながら、木材生産・搬出、木炭、薪、竹材生産も行いながら生計を立てていました。神山の人工造林は藩政期には始まっていたといわれており、搬出がしやすく土地の肥えた場所にスギやヒノキを植林しました。これらが戦中の軍用材や戦後の復興用材への活用、更に、高度成長時代の全国的な建設需要が高くなったことを受け、拡大造林政策がとられ、林業が栄えました。神山町の山の大半がいま針葉樹でおおわれているのは、この時代の名残です。

1960年代に入って木材輸入が自由化されると、木材価格が低下していきました。道路の整備が進み、町外への移動が楽になったこともあり、仕事や暮らしの軸を町の外へ移す人が増え、人口が減っていきました。町内では、家を閉じる際、宅地や田畑だった場所にも杉やヒノキが植えられました。山の中腹の集落はかつて見晴らしが良く、向かいの集落が良く見えたようですが、現在、植林した杉・ヒノキが成長し、視線を遮ってしまっています。



木の伐採の様子



昔は人力や馬で木を運搬していた



杉の単相林



宅地か田畑であつたらう
場所に植樹された杉

○川

自動車台頭してくるまで神山町では、川と人の関わりが密接でした。暮らしや産業が作り出した川の風景があります。

～土木施設～

①水堰

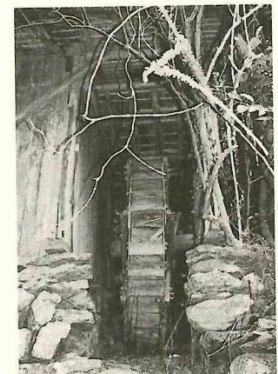
鮎喰川では江戸時代から昭和13年まで木材運搬のため筏流しが行われていました。筏の多くは川又で仕立てられました。鮎喰川は水量が少ないため、川又には、水をせき止めてから一気に水を流し、木材を勢いよく運搬するための堰が4か所（上分）ありました。春から夏には、田に水をひき、水が少なくなるため、主に冬に材木を流していました。12月のはじめから、神領、下分、上分の材木の仕事をしている人たちは、筏が流せるように、水を溜める堰を直したり、川をきれいにしました。



いかだながしの様子(神山でのくらし、p.84より抜粋)

②水車

神山町では、線香の原料として、杉の葉が重要な出荷物の一つでした。青い杉の葉を乾燥させたものを粉碎してふるい、粉末にして出荷するために水力が利用され、水力の動力で杉の葉を粉末にするための線香小屋が何か所かありました。また、製材を行うためにも水車の動力が利用されました。



精白するための水車(神領大久保谷川、平成15年)(神山町史(下巻)より抜粋)

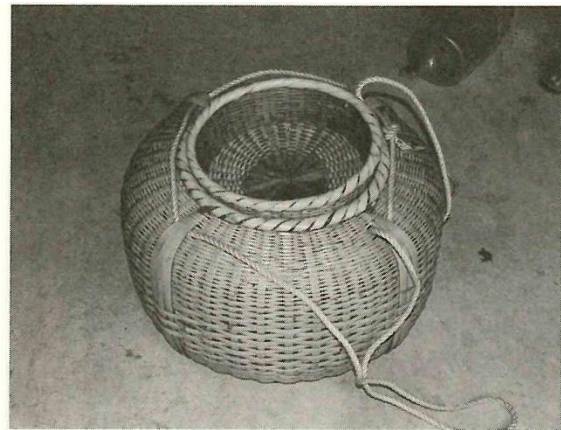
③渡し場、板橋

橋が整備される以前、兩岸を渡すための渡し場の箇所は多くはありませんでした。広野の阿野橋、行者野橋が架かっているあたり、下分・栗生野に渡し場がありました。小さい谷川などには向こう岸へ渡るために、飛び石などを置いて渡っていました。また、余裕がある地域では、土橋をつくっていました。

～暮らしがつくる風景～

① 漁

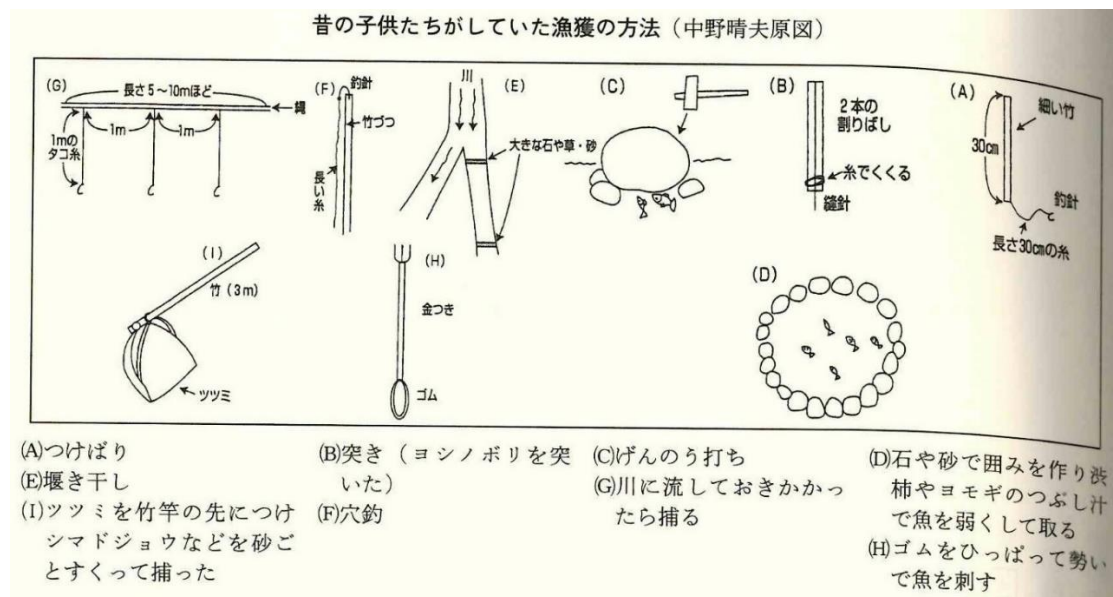
川に棲む魚などは人々の食糧として利用されてきました。鮎喰川は年々の降水量によって水量が変化し、漁獲量の変動が激しかったため、町内では漁業で生活を立てる人はほとんどいませんでした。仕事の合間に漁をして獲れた魚を食糧の足しにしたり、川遊びの一つとして川漁を行うこともありました。現在では、川の水量が減ったり、農薬の多用の影響などがあってか、かつてに比べると川に棲む魚の種類や量は減っています。



うなぎ籠(神山町史(下巻)より抜粋)

② 川遊び

夏の子供たちの遊び場と言えば、川でした。水の流が淀んでいた淵付近が泳ぎ場であり、泳ぎは年長の子供たちが泳ぐのを見て覚えたり、教えてもらったりしていたそうです。泳ぎの他には、魚獲りも行われていました。



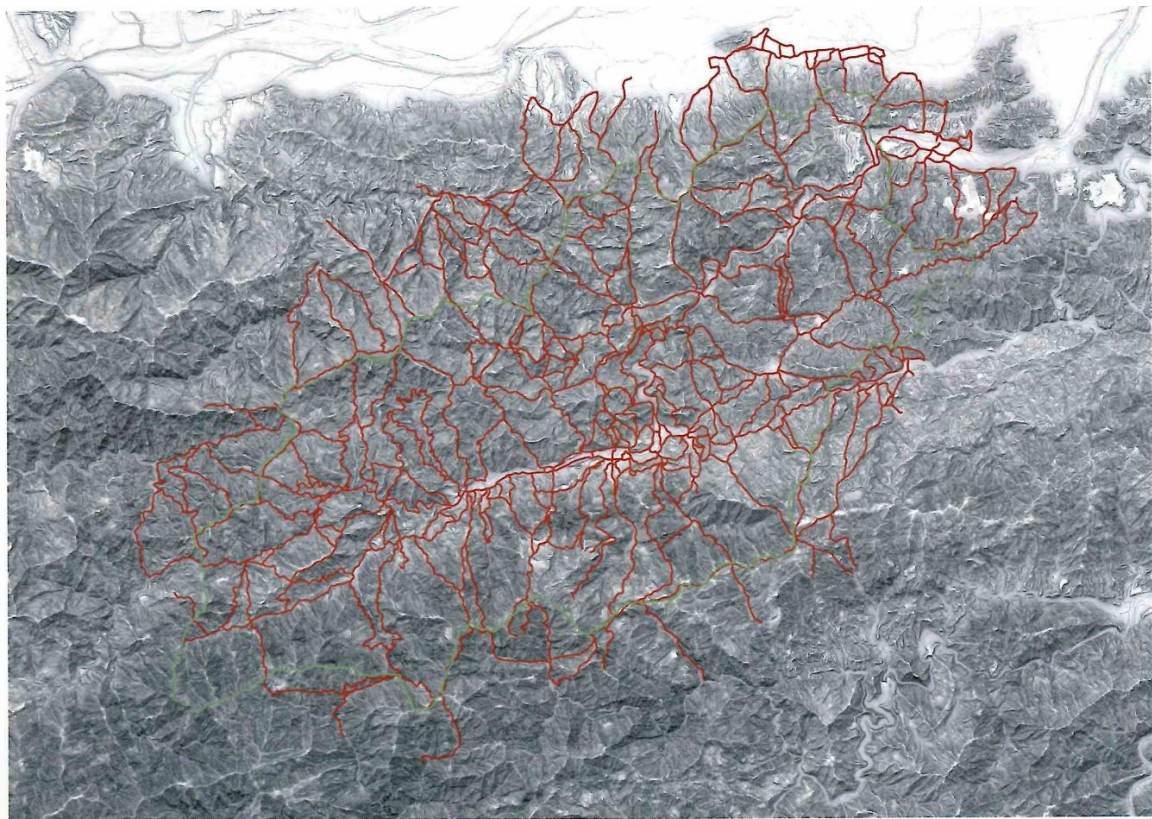
昔の子供たちがしていた漁獲の方法(神山町史(下巻)より抜粋)

近年、子供たちが少なくなったことで川に入る機会も自然となくなってしまっていました。神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」では、「2-7 地域の先達に学ぶ、防災教育を兼ねた「子どもの自然体験プログラム」を実施し、地域の大人から川遊びを教わり、川との距離を縮め、地域を見る目の解像度が上げられるような活動を展開しています。

道路や石積み（擁壁）等のインフラ

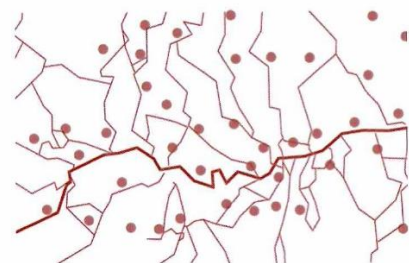
道路

神山の多くの車道は、高度経済成長期以降に建設されたものです。かつて、神山の道は山の尾根をたどって集落同士をつなぐ網目のように地域に張り巡らされていました。自動車が普及するにつれて、道は谷の幹線道路から枝分かれし、それぞれの集落で行き止まりになる「道路」に変化しました。道路の建設は「網目状の地域」から「中心と周縁のある地域」への変化でもありました。（道の神山図鑑、慶應義塾大学 SFC 石川初研究室神山プロジェクトチーム、2019年3月より抜粋）

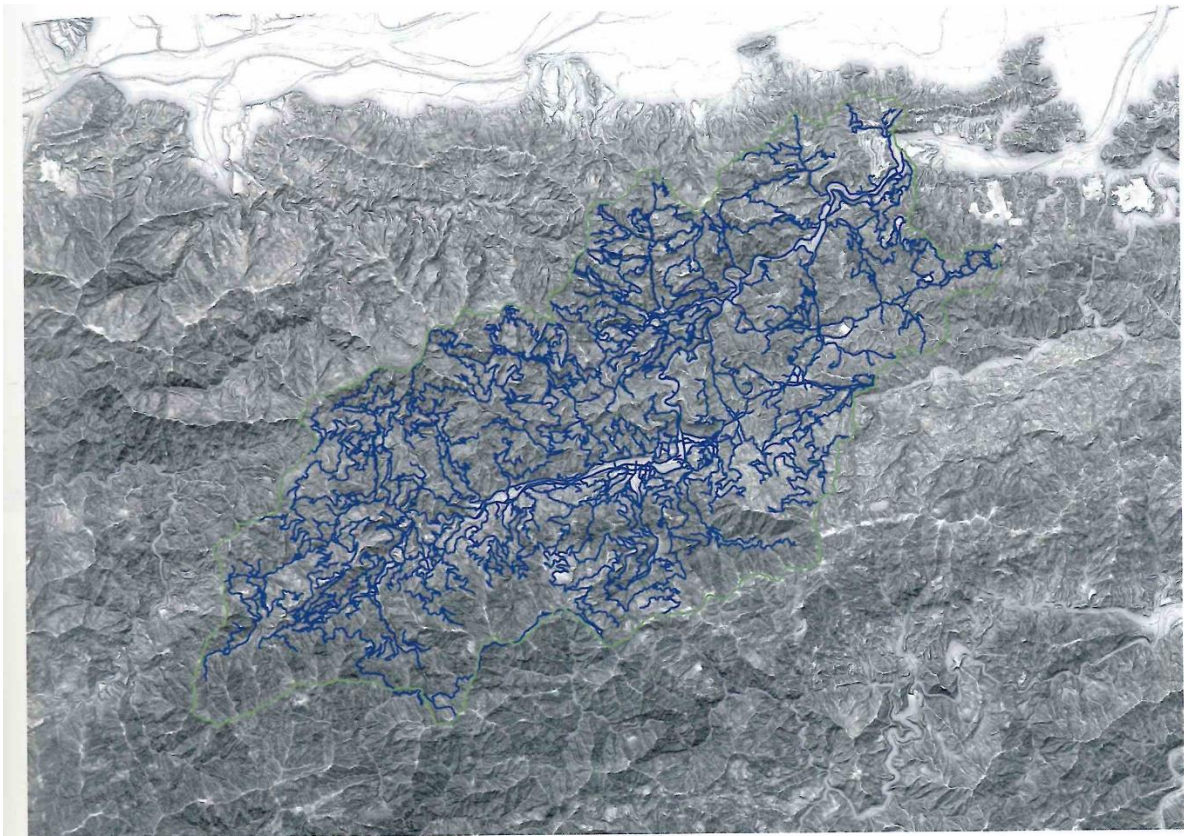


明治・車道整備前

明治時代の神山の地図に記載されている道を描画してみると、現在の車道とは全く異なる道路網の形であることがわかる。伝統的な歩径路はすべての集落をほぼ均等につないでいた。

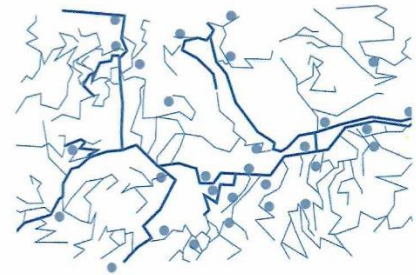


集落を均等につなぐ伝統的な歩径路



昭和・車道整備後

車道が敷設されたことで、道は枝状に階層化され、鮎喰川沿いの谷底の幹線道路と、山間の集落へ分かれる枝道になった。現在の地図からは、山の上の集落ほど交通網の辺境に位置づけられていることがわかる。



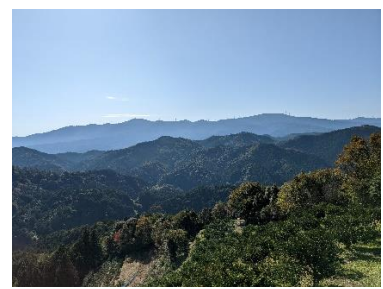
枝状に階層化された道



阿川・宮分からの眺め



左右内・城川内からの眺め



鬼籠野からの眺め

道路が山々の稜線まで張り巡らされていることで、眺めの良い場所にアクセスしやすいです。

自動車が普及し、車道が整備されたことで町の景観は以下の変化がみられるようになりました。

- ① 昭和 40 年代後半から従来の屋敷への取合い道路や駐車場の確保の問題、更には、生活様式の変化からの水不足等の日常生活の利便性を求めて、平地への屋敷替え（出屋敷）をする人が町内で多く見られるようになった。
- ② 車道の整備時に道路擁壁が空石積みではなく、コンクリート擁壁や練石積みへ切り替わり、車道の整備に伴う河川の護岸工事もコンクリート擁壁が見られるようになった。
- ③ 歩経路が使われなくなり、草が生い茂り、痕跡がなくなりつつある。
- ④ 神山の多くの車道は高度経済成長期以降に建設されたものです。車両は人のように急な斜面を登れないため、道は幅広くなだらかに、そして斜面をつづら折れに行き来しながら緩やかに上る。車両を運ぶ道はどれも舗装が滑らかで、快適に移動することができる。商店街でも川沿いでも今では人が移動するところには車道が通っている。昔は畑だった土地が今では車道に置き換わっていることも少なくない。



大正末期に鮎喰川沿いの道路が広げられたことから商家が立ち並びマチへと発展した寄井



車道を整備する際に、コンクリート護岸や練石積みに切り替えられた道路擁壁



一人が通れる幅の歩経路、かつては赤線と呼んでいた。集落の間を切り抜けるのに最短ルートであった。

石積み



住居を支える石積み



田畑を支える石積み



鮎喰川の側にある住居を支えるための石積み



人専用の道路擁壁として作られた石積み

神山の景観を語るうえで欠かせないのが、石積みです。急峻な斜面の多い神山では、平らな土地を確保するために、土地を段々にする必要がありました。その段々が崩れないように、その場所にある、人が持ち上げられる大きさのものを積んで固定したのが石積みです。石積みによってできた平らな土地には、住居や田畑が整備されてきました。また、人間が通る道路の擁壁も石積みになっています。

石積みで使われる石はその場所の石が使われます。多様な地質が存在する神山では、地質の差が色や形の違いとなって現れます。川の近くでは丸みを帯びた大きな石が用いられ、薄く割れる片岩が多い場所では薄い石が、更に山の上では川石のように大きな石はないためとても小さな石が積まれています。

景観づくりに関わる「地域住民」の取組み

地域ぐるみでの景観への取組み

神山町では、NPO 法人や自治会単位のもの、さらに規模の小さいものも含めさまざまな形で町民活動が実施されています。中でも、景観づくりに関わる活動は町内あちこちに存在しています。



毎年決まった時期に地域の皆で集落の公共エリアの清掃を行う「一斉清掃」



道路沿いの花壇整備の様子(上分まほろばガーデン)



町内の農業高校によって耕作放棄地を小麦・蕎麦畑へ



農業高校の授業で身に付けた剪定技術を依頼のあった町内の個人宅で実践する、孫の手プロジェクト



NPO 法人神山さくら会による桜の植樹

伝統行事やまつりへの取り組み

先祖代々語り継がれ、歌い踊り継がれてきた伝統行事が神山にはあります。各地域の子どもから大人までの全員が心待ちにしていたお祭りは、人口減少により規模を縮小しつつも、灯が消えないよう今もなお、地域住民によって受け継がれています。

伝統行事の他にも、町内には町民主催によるイベントが数多くあります。これらの取り組みも、人がいるからこそ成り立つ神山の景観とも言えます。



上一宮大栗神社・浦安の舞



獅子舞の披露・阿川地区納涼まつりにて

地域住民が手を入れて整備した景観

町内には、神山さくら街道を始めとした地域住民が手を入れて整備をした場所があります。これらの景観を見に、多くの観光客が訪れています。

神山でしか見ることの出来ない景観や、心地の良い景観が人を惹きつける要素にもなっています。



神通蠟梅園



神山さくら街道

神山のこれまでのあゆみ

神山町では、30年近くにわたり、地域を魅力的にする取組みが積み重ねられています。1991年の「アリス人形の里帰り」を皮切りに、NPO法人グリーンバレーによる「アドプト・プログラム」「森づくり」といった、住民主体の景観を整える活動も行われています。

また、2016年には神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」を策定し、その実行部隊である一般社団法人神山つなぐ公社を設立しています。「将来世代が自分と地域に可能性を感じていること」を目標に、多角的な施策に取り組んでいます。

これらの取組みが、新たに移り住む、あるいは還ってくることでできる状況をつくることと同時に、既にこのまちで暮らしている人が居続けられる状況をつくりだしています。何かをする際、「人」がいないと成立しないことは多くあります。その“人”がまちの景観を形作っています。



1998年から続いている、住民主体で行う道路の清掃活動「アドプト・プログラム」



自然の環境や景観を守り、居心地のいい里山空間を生み出している「森づくり」

刈払機とチェーンソーの教育研修も行われる



コワーキングスペースの Kamiyama Valley Satellite Office Complex。閉鎖された元縫製工場を改修している。



すみはじめ住宅の西分の家。
神山での仕事を試みたり、借りられる家を見つけ手を入れてゆく間の居場所として入居することができる。

3. 景観計画区域の指定(法第8条第2項第1項)

前編で整理した神山町の景観の特徴を踏まえ、景観計画の区域を定めます。

神山は、鮎喰川に沿った東西方向の見通しが良く、どこの地域にいても遠くの山や他の集落を眺めることができます。見通しの良さから、目の前の景色だけでなく遠くを眺めた景色のことについても考えることが重要になってきます。

また、神山には複数の集落のタイプが見られます。景観計画を通じて、それぞれの個性を活かした景観の保全や創出をする必要性があります。

このようなことから、今後、神山町で景観づくりを進めていく上では、町全体を一体として捉えることが必要です。本計画においては、神山町全域を、景観計画区域として定め、景観計画の運用をしていきます。

4. 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

ここでは、景観計画を運用していく上で大事にしたい考えを「理念」、理念を踏まえてどういう景観を作りだしていきたいのかを「方針」として記述しています。

理念

○景観はみんなのものです。みんなで作ってみんなでその恩恵を享受し、次の世代につないでいきます。

今、目の前に見える神山の景観のほとんどが、人の営みによって作り出されています。山林や田畑、建物に限らず、庭先に手を入れる等、一人一人の行動もまちの景観を形作っています。

景観は地域住民みんなのものであり、地域住民の財産です。その財産の恩恵をみんなで享受するため、どのような景観をどう維持し、作り上げていくか、考えていきます。

○自然をベースにした神山の景観とまちの経済が調和するような景観づくりをします。

神山では、地形や気候等の自然環境と密接に関係した生業や暮らしが、神山ならではの景観を作りだしてきました。地域の自然は、他の地域には真似できない唯一無二のもののため、自然環境と密接に関係した生業や暮らしがつくる景観は、神山ならではの景観になります。

神山の環境をベースにした個性ある景観は、町に人を呼び込み、新たな仕事や経済活動を生む源にもなります。これを念頭に、地域を次世代につないでいくため、自然と共存を図り、まちの経済循環と景観との調和を念頭に景観づくりをします。

○変化を許容しながら、“神山らしい”景観を新しくつくっていきます。

神山は時代の変化に合わせ、絶えず変化をし続けてきています。それが人を呼び込み、神山の活力の源泉となっています。景観計画においても、変化を許容しながら、“神山らしい”景観を新しくつくることで、地域住民のためになり、且つ、まちの経済につながるような景観創出をしていきます。

○他の計画と連動し、景観に関連する取組みの効果が増大するよう運用します。

景観計画は生業や人の暮らしに関わる「森林ビジョン」「人・農地プラン」、神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」等と連携して運用します。景観に関連する取組みの効果を増大させ、神山らしい景観をつくっていきます。

方針

○山と川のつながりを意識し、心地の良い自然景観を創出します。

神山は、面積の約86%が山林です。その山々から流れる水が町のシンボルでもある鮎喰川となっています。景観計画では、山から川へのつながりを意識し、心地の良い自然景観を創出します。

○ヒューマンスケールの生活空間を尊重し、
”地域のものでつくる”、視点を大事にした景観形成を図ります。

自然と共に暮らしてきた神山では、人々が環境に手を入れることで景観をつくってきました。建物や工作物、棚田等、先人たちが作ってきた景観は、自分たちで管理できる人間にとって収まりのよい規模、つまり、ヒューマンスケールで作られています。また、地域でとれる木材や石などの材料で環境を整えてきました。

こうした、神山に相応しい規模への配慮や地域の素材の活用により、神山らしい景観を形成します。

○各地区の土地の変遷を踏まえ、それぞれの場所の特徴に沿った景観づくりをします。

神山町は5ヶ村が合併してできた町です。それぞれの地域には、歩んできた道によりそれぞれの特徴があります。景観計画では、これらの各地区の特徴を尊重し、周囲の景観に調和した景観を創出していきます。

5. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

景観計画区域の区分とその方針について

ここでは、土地利用などの景観特性から、町域を5つの地域に区分し、それぞれの地域の特性と景観形成の方針、関連する町の施策・補助金・制度を示しています。

(1) 山の集落

○特性

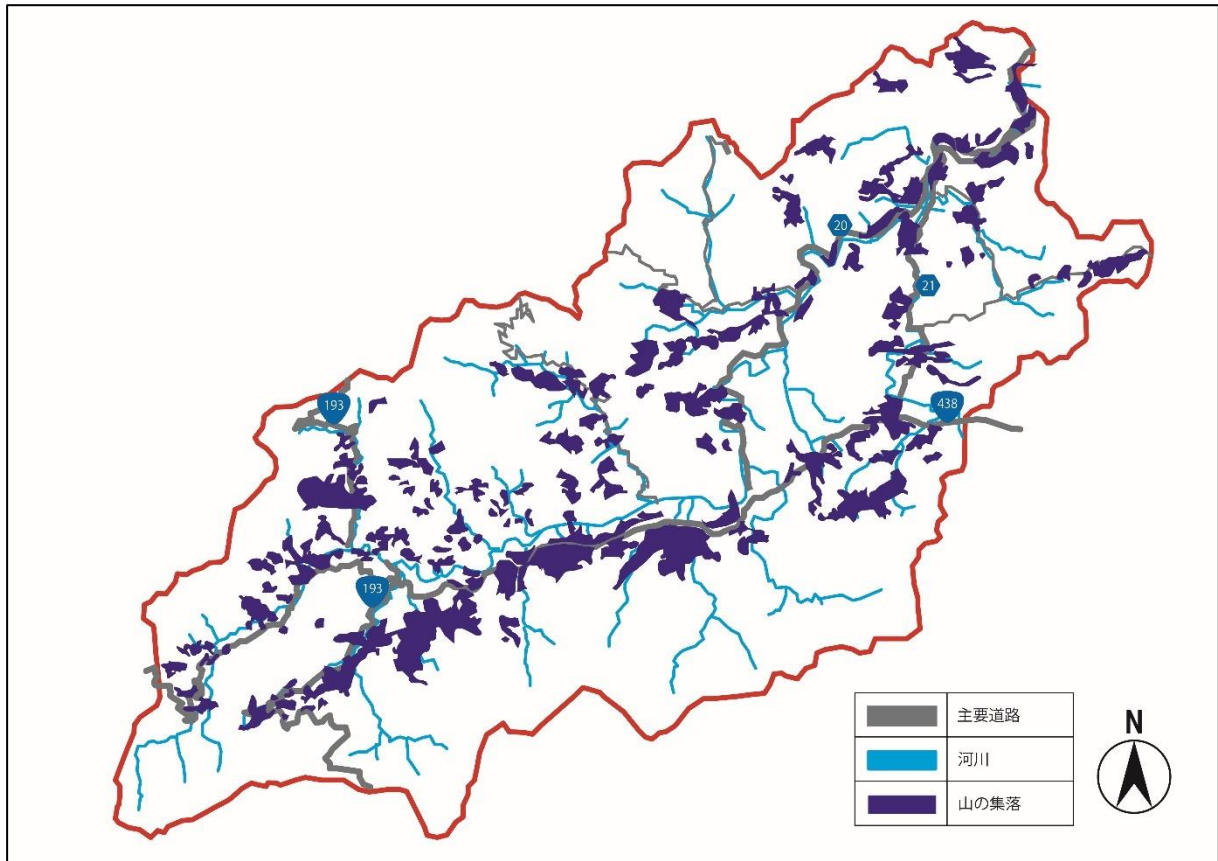
- ・斜面地に点在する集落や田畑、石垣は、傾斜や周囲の山林を活かして先人たちがつくってきた生業と暮らしの景観です。
- ・斜面地にあるため、集落や田畑、石垣などは、町の幹線道路や対面する山から一体的に眺めることができます。
- ・また、町内には、焼山寺を拠点とした山村集落を通る遍路道が残っており、来訪者等、多くの人の目に触れる場所でもあります。
- ・一方で、田畑や住宅跡にスギ・ヒノキが植えられたまま放置され、眺望が遮られている所があります。
- ・農産物に対する鹿やイノシシ、猿等の獣害が激しく、農業を始め林業を営み続けるのに厳しい現状があり、それらも景観の棄損につながっています。

○景観形成の方針

- ・周囲の山並みや周辺集落を眺めることのできる良好な眺望点を確保します。
 - 鮎喰川に沿った東西方向の見通しや集落を上下に移動しただけで見えてくる景色が大きく変化する、いわゆるシークエンス景観が体験できる場を創出します。
- ・斜面地で人々が工夫して出来た、ヒューマンスケールの生活空間を大切にします。
 - 山の集落景観での家の配置や石積みによって作られた人の生活空間の形を保全します。石積みはできる限り保存します。
 - 建築物や工作物、道路擁壁などは人間にとって収まりの良い規模（ヒューマンスケール）にします。
 - 斜面地に広がるスダチや梅等の神山を代表する農産物のある農地景観を保全します。
- ・地域のものを使うことを意識し、神山らしい景観形成を図っていきます。
 - 建築物については、神山杉を活用するなど、地域のものを使うことを意識します。
- ・人工的な要素が山の集落景観、周囲の山林景観をできるだけ阻害することがないように、十分配慮します。

—大規模な構造物については、周囲の山林景観に溶け込むよう、形状の工夫や地域の植栽で覆う等の配慮をします。

—獣害対策のネット等、農業用施設の設置の際には、周囲の景観と馴染むものにします。



山の集落の位置図



山の中腹の集落の様子

○関連施策・補助金・制度

- ・ 神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」
 - 1-1 空き家・空地の発掘と利活用
 - 1-2 新規賃貸物件の開発
- ・ 神山町 人・農地プラン

-
- ・ 神山町空き家改修事業補助金
 - ・ 神山町若者定住支援住宅新築等補助金
 - ・ 神山町産材使用住宅新築等補助金
 - ・ 神山町陰切り助成事業補助金

-
- ・ 町産材認証制度
 - ・ 中山間等直接支払制度

(2) 中心街

○特性

- ・鮎喰川沿いを中心に、人や物が集積する地域の核となる場所に中心街が形成されてきました。
現在でも公民館や旧小中学校、商店等、各地域の主要施設と住宅が立ち並んでいます。
- ・こうした場所では、道路に面して建物が建ち並び、建物の壁面がそろっています。
- ・商店と住居がセットになっている形が多く、高さに統一があり、通りとしてのまとまりが感じられます。
- ・一方で、過疎化の進行により空き家、空き地が増えたり、建替え等による壁面の後退などが行なわれたりして集積した街としてのまとまりが失われつつあります。

○景観形成の方針

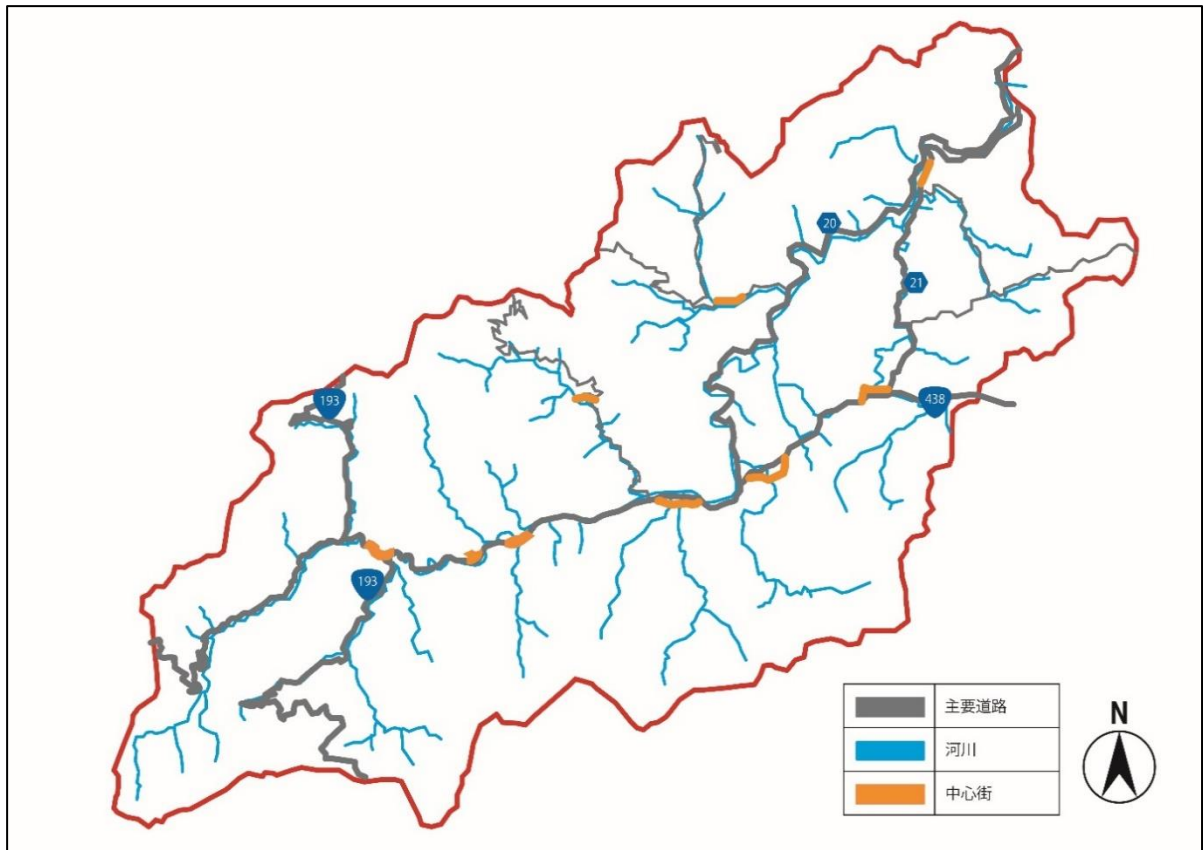
- ・沿道の特性を活かした整備を行います。
 - 集落が沿道に広がっている、山に挟まれている等、場所によって特色があるため、場所ごとの特性を活かした整備をします。
 - 河川沿いや道路沿いの大規模な構造物は素材や色彩に配慮し、地域の植栽で緑化を施すなど、周辺の自然に溶け込むようにします。
 - 建築物や工作物、道路擁壁などは人間にとって収まりの良い規模（ヒューマンスケール）にします。
- ・周囲の山、川、集落を眺める視点場として、そこからの眺めを心地よいと感じられる整備をします。
- ・地域のものを使うことを意識し、神山らしい景観形成を図っていきます。
 - 建築物については、神山杉等を活用するなど、地域のものを使うことを意識します。



住宅や商店が密集して立ち並ぶ(下分・今井)



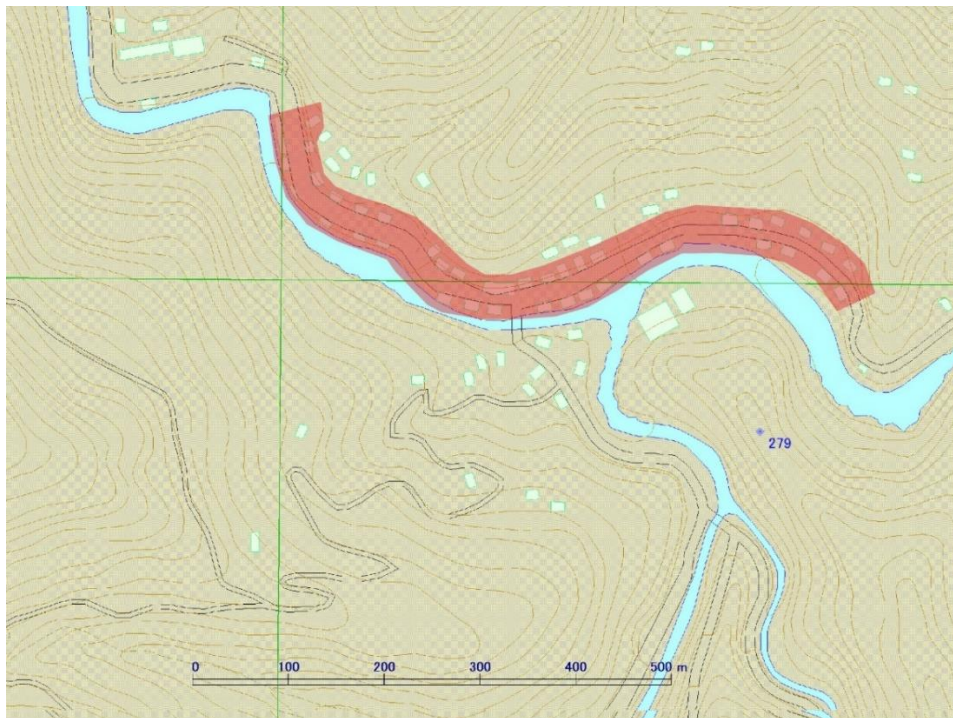
道路に面して建物が建ち並び、建物の壁面がそろっている(上分・川又)



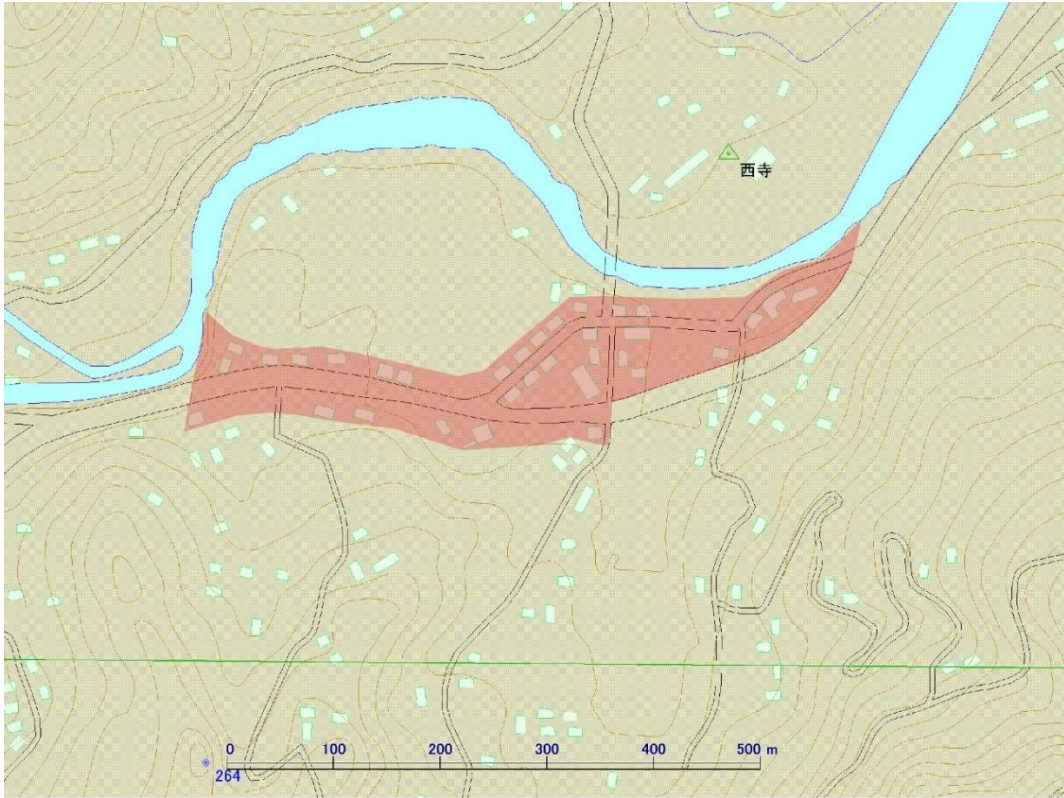
中心街の集落の位置図

○対象とする地域

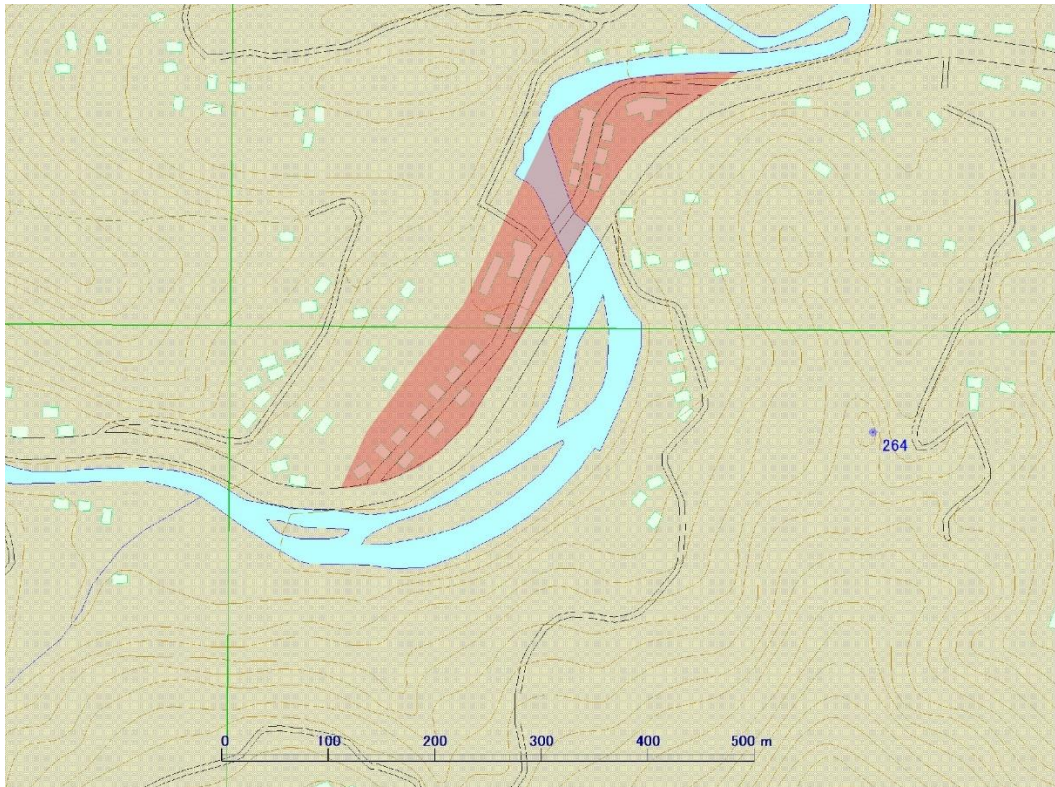
- ・以下の9つの地域が中心街の対象となります。(3) 主要幹線沿いと被っている地域においては、中心街の景観形成の方針が優先されます。



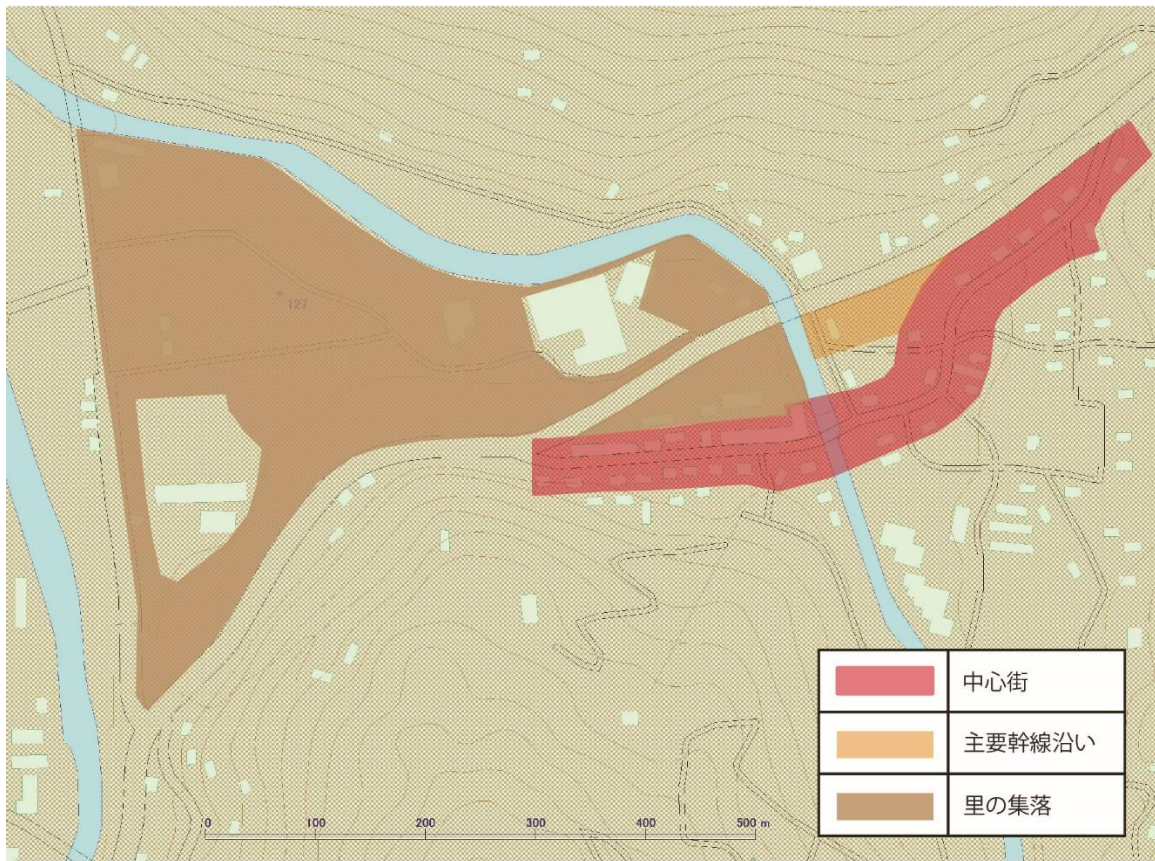
上分・川又/川又西



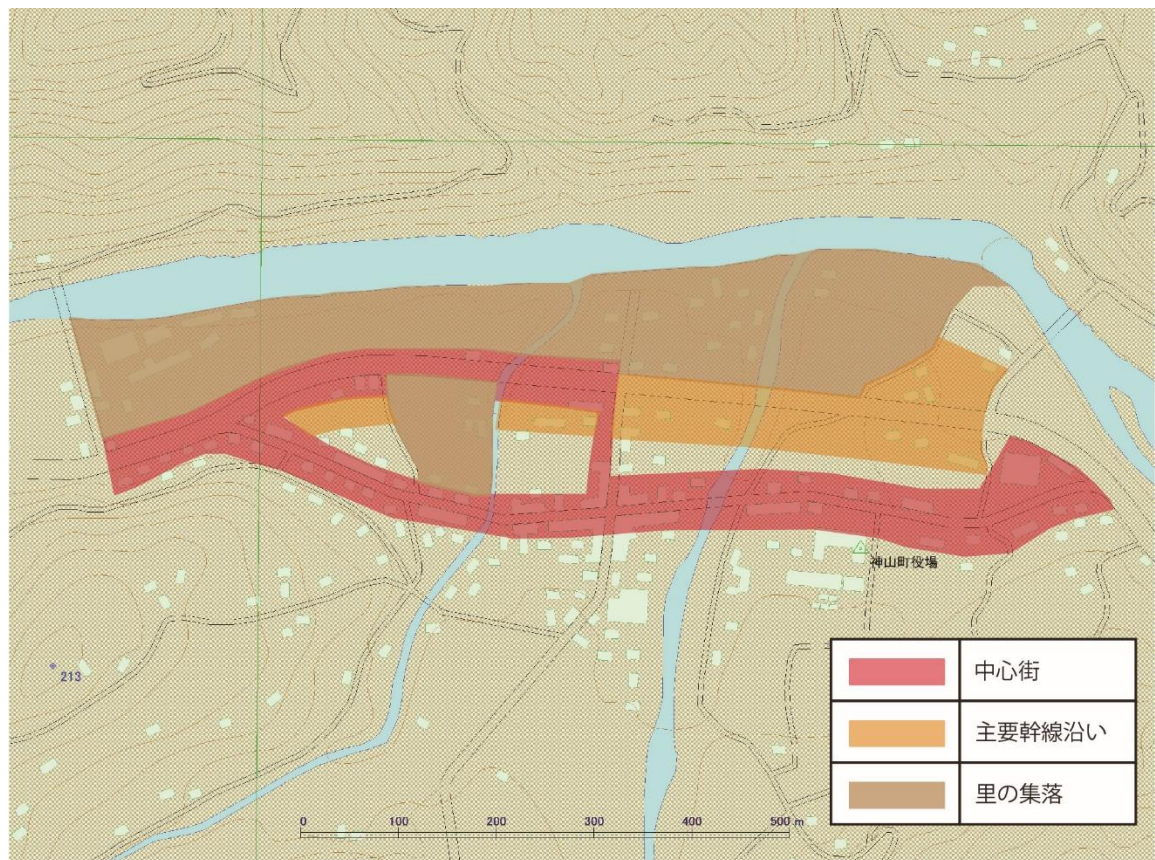
下分・今井



下分・安吉



神領・上角/西上角



神領・北/本野間/西野間



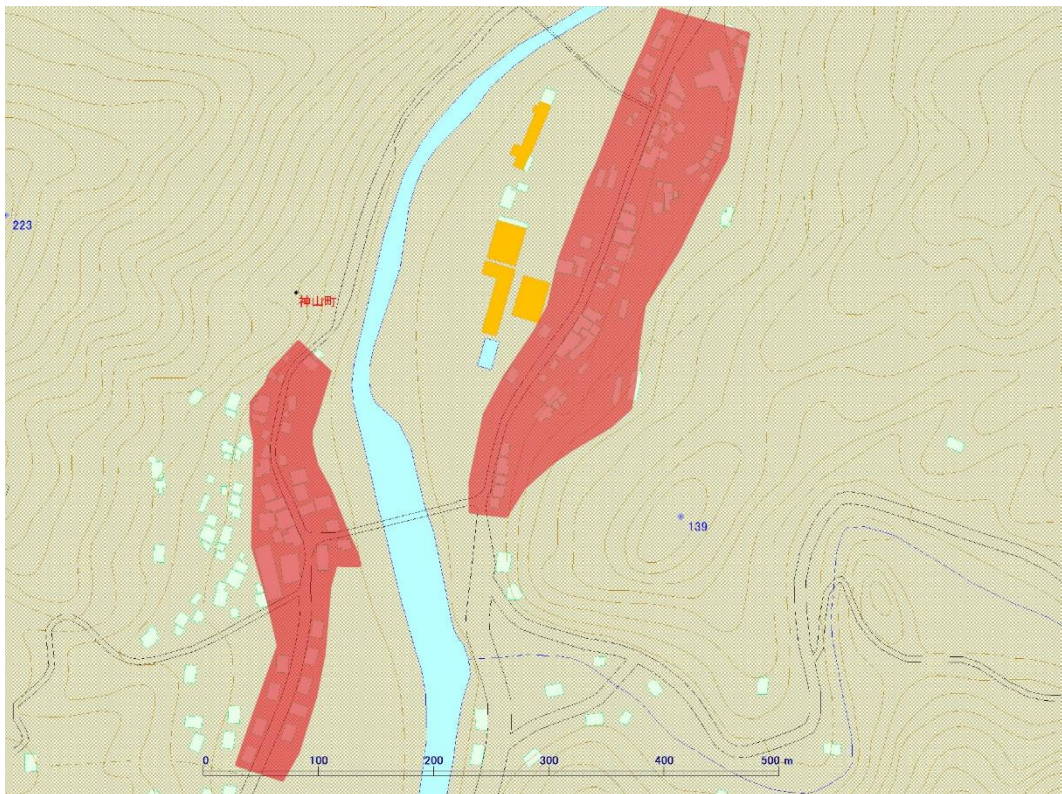
左右内・鍋岩



鬼籠野・中分



阿川・二ノ宮



広野・広野/五反地

○関連施策・補助金・制度

- ・ 神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」

1-1 空き家・空地の発掘と利活用

1-2 新規賃貸物件の開発

-
- ・ 神山町空き家改修事業補助金
 - ・ 神山町若者定住支援住宅新築等補助金
 - ・ 神山町産材使用住宅新築等補助金

-
- ・ 町産材認証制度

(3) 主要幹線沿い

○特性

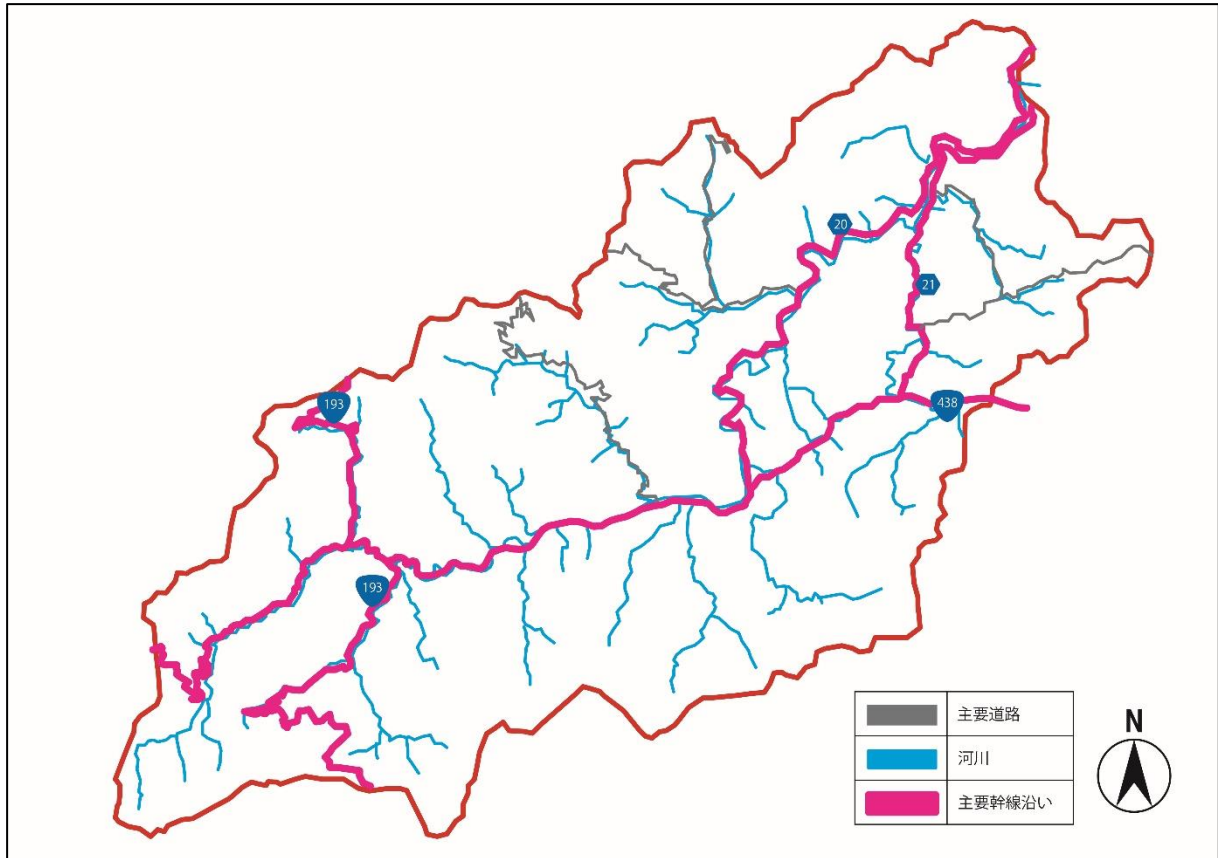
- ・比較的近年整備された幹線道路沿いであり、商店、工業系施設、新興住宅等が混在しています。
- ・多くの来訪者が通る場所であり、ここからの眺めが神山の印象を左右します。
- ・幹線道路は町の低い場所を通っているため、ここから山を見上げることとなり、神山らしさを創り出します。
- ・場所によってはスギ林や雑草により、見通しや印象が悪くなっているところがあります。
- ・太陽光パネル等の設置も進んできています。

○景観形成の方針

- ・沿道の特性を活かした整備を行います。
 - 集落が沿道に広がっている、山に挟まれている等、場所によって特色があるため、場所ごとの特性を活かした整備をします。
 - 河川沿いや道路沿いの大規模な構造物は素材や色彩に配慮し、地域の植栽で緑化を施すなど、周辺の自然に溶け込むようにします。
 - 建築物や工作物、道路擁壁などは人間にとって収まりの良い規模（ヒューマンスケール）にします。
- ・周囲の山、川、集落を眺める視点場として、そこからの眺めを心地よいと感じられる整備をします。
- ・地域のものを使うことを意識し、神山らしい景観形成を図っていきます。
 - 建築物については、神山杉等を活用するなど、地域のものを使うことを意識します。



国道438号線の風景



主要幹線沿いの位置図

○対象とする地域

- ・ 国道 438・193 号線、県道 20・21 号線の車道の両端から 50m 以内を対象地とします。
- ・ (2) 中心街と被っている以下の地域においては、(2) 中心街の景観形成の方針が優先して適用されます。
上分・川又/、下分・今井/安吉、神領・上角/西上角、神領・北/本野間/西野間、広野・広野/五反地

○関連施策・補助金・制度

- ・ 神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」
 - 1-1 空き家・空地の発掘と利活用
 - 1-2 新規賃貸物件の開発

-
- ・ 神山町空き家改修事業補助金
 - ・ 神山町若者定住支援住宅新築等補助金
 - ・ 神山町産材使用住宅新築等補助金
-

- ・ 町産材認証制度

(4) 里の集落

○特性

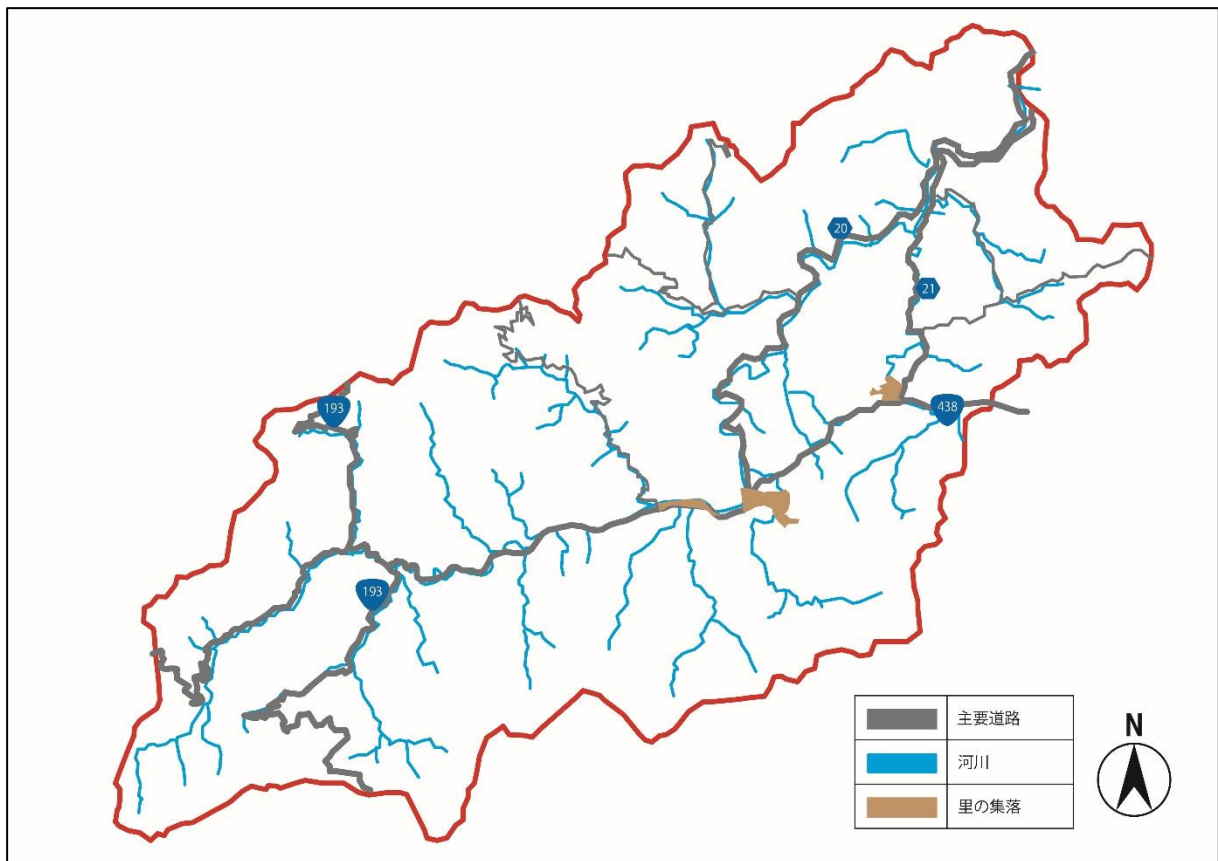
- ・ 神山の中では、傾斜が比較的緩やかな場所で、農地が広がり、そこに集落が点在する場所で1枚あたりの耕作面積も山の中腹の集落の田畑と比較すると広いです。
- ・ 山を背景に、広がりのある農村風景を感じられます。
- ・ 耕作放棄地にスギなどを植林したものが放置されていたり、大規模な開発の対象となりやすい場所です。

○景観形成の方針

- ・ 農地から山までの連続した眺めをさえぎらないようにします。
- ・ 農の営みが感じられる風景を保全します。
 - 農業用施設の設置の際には、周囲の景観と馴染むような規模、地域の植栽で覆う等の配慮をします。
- ・ 人々が工夫して作ってきたヒューマンスケールの生活空間を大切にします。
 - 家の配置や石積みによって作られた人の生活空間の形を保全します。石積みはできる限り保存します。
 - 建築物や工作物、道路擁壁などは人間にとって収まりの良い規模（ヒューマンスケール）にします。
- ・ 地域のものを使うことを意識し、神山らしい景観形成を図っていきます。
 - 建築物については、神山杉を活用するなど、地域のものを使うことを意識します。



鬼籠野・川東の田畑の様子



里の集落の位置図

○対象とする地域

- ・鬼籠野・川東、神領・北/上角

※神領・北/上角に関しては、(2) 中心街として区分している以外のエリアが里の集落の対象地となります。

○関連施策・補助金・制度

- ・神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」

1-1 空き家・空地の発掘と利活用

1-2 新規賃貸物件の開発

- ・神山町 人・農地プラン

-
- ・神山町空き家改修事業補助金
 - ・神山町若者定住支援住宅新築等補助金
 - ・神山町産材使用住宅新築等補助金

-
- ・町産材認証制度

(5) 山林

○特性

- ・町の大部分を占める深く豊かな自然を象徴する場所です。
- ・鮎喰川上流部はスギ林が圧倒的に多く、下流部はヒノキ林、マツ林、クヌギ林、広葉樹林が多くなっています。
- ・神領から上流部は鮎喰川を境に、北岸の南向き斜面は比較的緩やかですが、鮎喰川の本支流が南北に流れる場所は、東西に続く地層を横切り、崖のような急傾斜地になっています。
- ・町のいたるところから眺めることができ、人々の生活の背景となっています。
- ・区域内には、剣山スーパー林道、四国遍路道がある他、神通滝や雨乞の滝などの名勝地もあり、近くから見る対象となることもあります。
- ・過疎化等により、間伐などの手入れが行き届いていない山林も点在しています。

○景観形成の方針

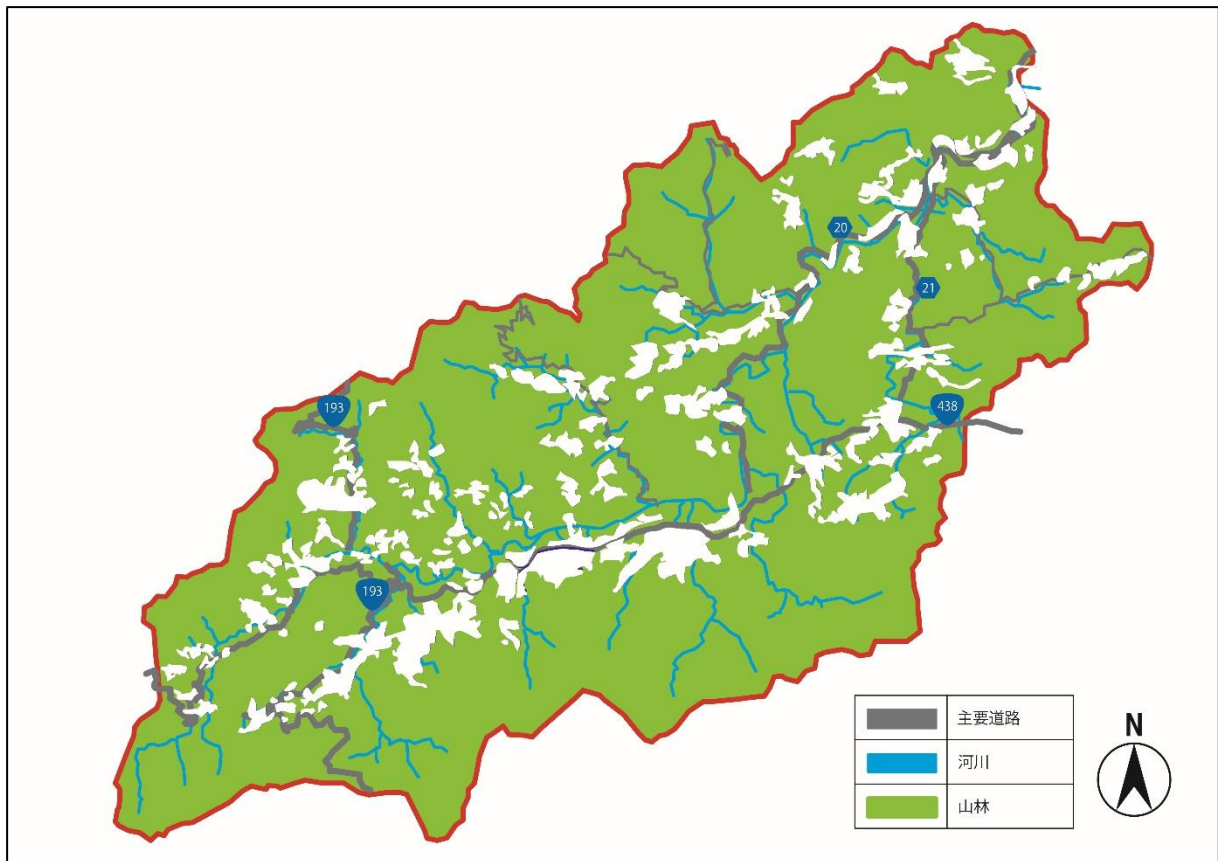
- ・町内のどこにいても見える背景としての山、見る対象としての山（山並み）の風景を保全します。
—東西に横切る形で連続する山並みは、地域のどこからでも見える神山町の景観の重要な要素です。山並みの景観を損なわないよう配慮します。
- ・四季を感じられる、暮らしと生態系を支えるバランスのとれた森林景観を目指します。
- ・大規模構造物については、自然景観への眺望をできるだけ阻害することのないよう配慮します。



杉の人工林の様子



落葉広葉樹林の様子



山林の位置図

○関連施策・補助金・制度

- ・ 森林ビジョン
- ・ 神山町総合戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」
- 4-3 森林ビジョン実現に向けて、森林資源から景観を育む人材育成

-
- ・ 里山環境整備保全事業補助金
 - ・ 神山町陰切り助成事業補助金

-
- ・ 町産材認証制度

届出対象行為とその規模について

本計画では、景観法に基づく「届出制度」を活用し、一定規模を越える建築行為等に対して、各区域区分の景観形成の方針に適合するよう誘導を行います。

建築物に関しては、届出制度を通じ、神山杉の活用促進、本計画の周知等を行い、神山らしい景観の創出や山を心地の良い景観にすることを目指します。工作物については、景観づくりに影響を与える行為やその規模について次のように定めます。

(1) 建築物の新築、移転する建築物の延べ面積が **10** 平方メートルを超えるもの、増築、改築部分の延べ面積が **10** 平方メートルを超えるもの、又は、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が **10** 平方メートルを超えるもの
※ただし、土地に固定しない倉庫、工所用仮設建築物、仮設店舗、仮設興業場は除く。

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、又は、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの

ア 高さが6メートルを超える煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)

イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

ウ 高さが3メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの、又は、広告の表示面積の合計が4平方メートルを超えるもの

エ 高さが5メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

オ 高さが1メートルを超える擁壁その他これに類するもの
ただし空石積みを空石積みで修復する場合を除く。

カ 高さが2メートルを超える柵、垣、門、塀その他これらに類するもの

キ 面積が200平方メートルを超える人工地盤その他これらに類するもの

ク 高さが8メートルを超える立体駐車場又は立体駐輪場

ケ 高さが10メートルを超えるゴルフ練習場その他これに類するもの

コ 高さが4メートルを超える電話中継局として設置する電波塔その他これに類する施設

※「高さ」とは、建築物・工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からを指す。

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、面積が200平方メートルを超えるもの

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が500平方メートルを超えるもの

(5) 木竹の植栽又は伐採で、面積が1,000平方メートルを超える場合（森林整備計画を作成しているエリアにおいては、1本の伐採からでも伐採届を役場に提出することになっている。）

(6) 水面の埋立てで、面積が500平方メートルを超えるもの

(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積期間が90日を超えるもの又は高さが1.5メートルを超える、かつ、集積・貯蔵のための土地の面積が500平方メートルを超えるもの

景観法並びに景観法施行令では、以下の行為について、届出を不要としています。

景観法 第16条

- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

景観形成基準について

景観計画は、景観計画区域内の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等について、届出を基本とするゆるやかな誘導を行うものです。届出を必要とする行為に対して、特に景観づくりに影響を与える項目には、景観形成基準を定めます。

(町全体)

| 対象物 | 届出対象行為 | 景観形成基準 |
|------|---|--|
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | <p>(材料) 地域のものでつくることを意識し、神山杉等を積極的に活用する。</p> <p>(規模) 人間にとって収まりが良い、適切な空間の規模にする。</p> <p>(意匠・形態) 周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮する。</p> <p>(色彩) 著しく周辺景観と不調和になる色彩は避ける。</p> |
| 工作物 | 工作物の新設、増設、改修若しくは移転、外観を変更する修繕 | <p>(規模) 周囲の山林景観や山村の集落景観への眺望を確保する。</p> <p>(意匠・形態) 大規模構造物については、地域の植物で緑化を施す等、周辺の自然と溶け込むようにする。</p> <p>(色彩) 著しく周辺景観と不調和になる色彩は避ける。</p> <p>(擁壁) 石積みを基本とし、コンクリート擁壁とする場合には、練石積みにする等、周囲との景観の調和を図る。</p> |
| 開発行為 | 土地の形状 | ・元々の人の生活空間の形やそれを形作る段差を尊重する。 |
| | 法面・擁壁の外観 | ・法面は圧迫感や威圧感を与えるような法面や壁面は避ける。道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 |

(区域ごと)

| 区域区分 | 建築物 | 工作物 |
|--------|--|--|
| 山の集落 | <ul style="list-style-type: none">・ 周囲との山林景観や周囲を流れる川との連続性に配慮する。・ 段々畑や棚田の眺めを阻害しないよう配慮する。・ 敷地の囲いは生垣等、石垣と調和の取れたものとする。 | <ul style="list-style-type: none">・ 周囲との山林景観や周囲を流れる川との連続性に配慮する。 |
| 中心街 | <ul style="list-style-type: none">・ 周囲の建物と調和させ、まち並みの連続性を確保する。・ 背景となっている山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none">・ 背景となっている山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。 |
| 主要幹線沿い | <ul style="list-style-type: none">・ 背景となっている山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。・ 幹線道路から眺められる山の風景を阻害しないようにする。 | <ul style="list-style-type: none">・ 背景となっている山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。 |
| 里の集落 | <ul style="list-style-type: none">・ 農地とその背後の山への連続性の眺めを確保する。・ 敷地の囲いは生垣等、石垣と調和の取れたものとする。 | <ul style="list-style-type: none">・ 農地とその背後の山への連続性の眺めを確保する。 |
| 山林 | <ul style="list-style-type: none">・ 周辺山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none">・ 周辺山林や周囲を流れる川との調和に配慮する。 |

6. 景観重要樹木・建造物の指定方針（法第8条第2項第3号）

景観重要樹木の指定の方針

景観計画では、地域の景観によって重要な樹木や地域住民が長年慣れ親しんできた樹木について、所有者の意見を予め聞いた上で「景観重要樹木」として指定し、地域の景観まちづくりに活用することが可能です。景観重要樹木に指定することで、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができるようになります。指定にあたっては、以下の方針を示します。方針1～4のいずれか、及び方針5に該当するものとします。

1. 集落、社寺等においてアイストップ・ランドマーク等の指標性を有する樹木
2. 古くから地域住民に親しまれている樹木
3. 歴史や文化等、地域の景観を特徴づけるもので、良好な景観形成に寄与している樹木
4. 鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要な樹木
5. 公共の場から容易に見ることができる樹木（見る人が限定されない）

単体の樹木に限らず、並木等の列・群として存在する樹木や生垣の場合も、景観重要樹木に指定可能です。

景観重要建造物の指定の方針

歴史的建造物や地域のシンボルとして親しまれている建造物は地域にとって重要な景観資源となるものです。地域の景観にとって価値の高い建造物について、所有者の意見を予め聞いた上で「景観重要建造物」として指定し、地域の景観まちづくりに活用することができます。指定するにあたっては、以下の方針を示します。方針1～3のいずれか、及び方針4に該当するものとします。

1. 歴史や文化等、地域の景観を特徴づけている建造物
2. 古くから地域住民に親しまれている建造物
3. 建造物の外観が景観上の特徴を有し、神山の良好な景観の形成に重要な建造物
4. 公共の場から容易に見ることができるもの（見る人が限定されない）

建造物に限らず、敷地内の灯籠や石積み、付属する庭園などのような構成要素が一体となって景観を形成している場合、所有者の意見をあらかじめ聞いた上で、それらを景観重要建造物として指定できます。

7. 景観重要公共施設の指定等に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 4 号ロ、ハ)

道路、河川等の公共施設は、景観に及ぼす影響が大きく、地域の景観を構成する要素の一つです。景観重要公共施設は、良好な景観の形成に重要な公共施設の「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を景観計画に定め、公共施設の管理者（県や国）と協議する場を設けることが出来ます。

1. 景観的に重要と考えられる公共施設
2. 地域住民に永く愛されてきた公共施設
3. 地域の皆さんによって、維持管理されてきた公共施設
4. 景観への影響が大きいと考えられる公共施設

上記の方針に該当すると考えられる公共施設については、今後、管理者と協議して同意を得た上で、景観重要公共施設へ位置付けることが可能となります。神山町においては、以下の公共施設が指定対象案となります。

景観重要公共施設の指定対象（案）

河川

- ・ 鮎喰川

道路

- ・ 国道 438 号線、国道 193 号線、県道 20 号線、県道 21 号線

8. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、有効な情報伝達手段として私たちに様々な情報を提供するとともに、まちの活気を演出するものです。しかし、屋外広告物の無秩序な乱立は、周囲のまち並みやその背景の自然的景観を阻害してしまう恐れがあります。

良好なまち並み形成のため、屋外広告物の設置にあたっては、周囲の景観と調和のとれたものとする他、「徳島県屋外広告物条例」を適用します。

9. 景観審議会の設置

景観審議会は、計画の大幅な変更や大規模な建築物・工作物の届出があった際、その内容についての審議を行う組織のことで、審議員には、建築や景観の知識に長けた方等、適切な人選を行い、来年度以降、景観審議会の設置を検討します。

●用語解説

本計画に記載した用語について、以下のとおり補足を加えます。

アイストップ

街角や見通しの良い通りの正面にあって、人の視線を引き付ける対象物。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙、広告塔、広告版等のこと。

シーケンス景観

視点を移動させながら次々移り変わっていく風景を継続的に体験する景観。具体的には散策路での歩きながらの景観や道路からの自動車等からみた景観のことを指す。

景観計画

景観法に基づき景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、①景観計画区域、②景観計画区域における良好な景観の保全。形成に関する方針、③良好な景観の保全・形成のための行為や制限に関する事項、④景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとしている。

景観重要建築物

景観法に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。所有者の意見を予め聴いた上で指定し、外観の保全を図るしくみを活用することができるもの。

景観重要公共施設

景観法に規定された、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものとして定められるもの。

景観重要樹木

景観法に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。所有者の意見を予め聴いた上で指定し、外観の保全を図るためのしくみを活用できるもの。

景観法

平成17年6月1日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにするとともに、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することとしている。

形態意匠

建築物や工作物等の外観全体の特徴をあらわす形状、規模等が一体となったものや、外観の一部を構成する意匠（デザイン）を指す。

眺望

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設等の行為。

ヒューマンスケール

人間の体を基準にして決めた大きさのこと。身体尺度。人間の感覚や動きに適合した、物や適切な空間の大きさのこと。

ランドマーク

地域の目印となる、または地域を象徴する景観。